松　　崎　　町

公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

平成 29 年３月

（令和４年３月改定）

静 岡 県 松 崎 町

目　　次

１　公共施設等総合管理計画について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1
（１）計画策定の背景と目的‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1
（２）計画の期間‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1
（３）計画の対象‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2
（４）計画の位置づけ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2

２　松崎町の概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3
（１）地勢‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3
（２）沿革‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3

３　公共施設等の現況及び将来の見通し‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 4
３－１　人口の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 4
（１）人口の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 4
３－２　財政の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 6
（１）歳入‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 6
（２）歳出‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 7
（３）指標からみた財政状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 8
３－３　公共建築物の現況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11
（１）公共建築物の整備状況と保有量の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 11
（２）施設別の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 12
（３）耐震化の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 13
（４）他自治体との連携‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 13
（５）施設の老朽化の状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 14
（６）公共施設（建築物）の有形固形資産原価償却率‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 17
（７）公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 18
３－４　公共土木施設の現況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 19
（１）公共土木施設の保有状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 19
（２）公共土木施設の更新費用‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 21
３－５　今後の見通し‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 22
（１）将来人口‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 22
（２）歳出決算における普通建設事業費の推移‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 24
（３）公共建築物における更新（建替）の可能性‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 25
（４）公共土木施設の更新の可能性‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 27

４　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 28
４－１　基本的な考え方 28
（１）計画期間 28
（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策 28
４－２　公共建築物に関する方針 29
（１）現状や課題に関する基本認識 29
（２）公共建築物に関する基本方針 30
（３）公共建築物の管理に関する基本的な考え方 32
４－３　公共土木施設に関する方針 35
（１）公共土木施設に関する現状と課題 35
（２）公共土木施設に関する基本方針 35
（３）公共土木施設の管理に関する基本的な考え方 36

５　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 38
５－１　公共建築物に関する方針 38
（１）施設類型の考え方 38
（２）類型別の方針 40
５－２　公共土木施設に関する方針 45
（１）類型別の方針 45

６　計画の推進に向けて 47
（１）全庁的な取組体制の構築 47
（２）資産の公表と未利用資産等の活用の推進 47

１　公共施設等総合管理計画について

（１）計画策定の背景と目的

松崎町（以下「本町」という。）は、温暖な気候と豊かな自然環境の中で、国の重要文化財である『重要文化財岩科学校』をはじめとした歴史や伝統と、美しい景観や街並み、温泉などの資源がある町です。

本町では、平成25年３月に「松崎町第５次総合計画」を策定し、その中で10年後の本町の目指す将来像として「一人ひとりが主役となり活力とやすらぎと感動のあるまち」を定め、まちづくりを進めています。

しかしながら、本町においては人口減少が続いている一方で、本町の行政サービスを支える公共建築物や公共土木施設（以下「公共施設等」という。）が修繕・更新時期を迎えており、本町の公共施設等を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっていくことが予測されます。

国においても、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年４月には「公共施設等総合管理計画」の策定に関する総務大臣通知が出されるなど、公共施設等に関して総合的かつ計画的な取組が求められています。

本町においても平成29年度に本町が保有する公共施設等についての全体の現況、課題等を整理・分析し、施設に対する安全性の確保、機能性の維持及び長寿命化等を図ることを目的に、総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針を定める「松崎町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

今回の計画の改定は、国から令和３年度中に現在の計画の見直しを求められており、現計画策定後の本町における公共施設等を取り巻く環境の変化や町政の状況の変化を反映し改定するものです。

（２）計画の期間

計画の期間は、令和４年度から令和43年度までの40年間とし、人口や財政状況の見通し等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間：令和４年度から令和 43 年度までの 40 年間

（３）計画の対象

本計画では、本町が保有または管理する公共資産のうち、動産、土地を除く、全ての公共建築物及び公共土木施設を対象とします。

■計画の対象

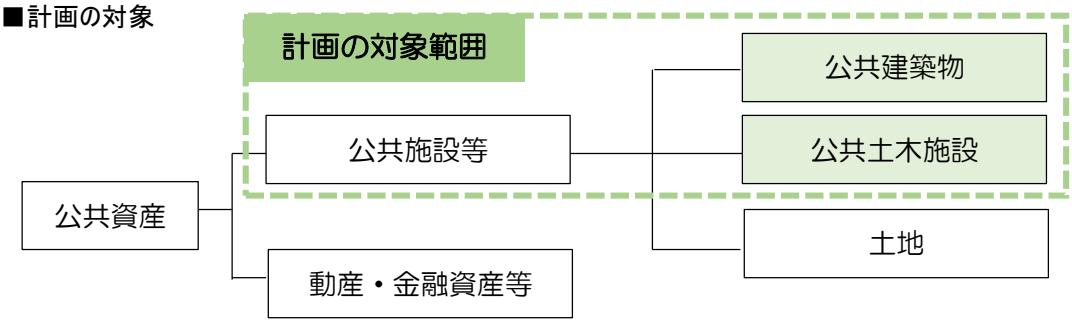

（４）計画の位置づけ

本計画は、「松崎町第５次総合計画（平成25年３月）」を上位計画とし、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年４月22日付総財務第74号総務大臣通知）による公共施設等総合管理計画の策定要請の内容を踏まえたものとし、公共施設等の総合的・長期的な視点から計画的な施設の管理に関する基本的な方針を定める計画とします。

なお、本計画を上位計画として、施設類型別の個別施設を対象とした維持管理に関する計画（個別施設計画）により公共施設マネジメントの推進を図ります。

■計画の位置づけ及び計画体系

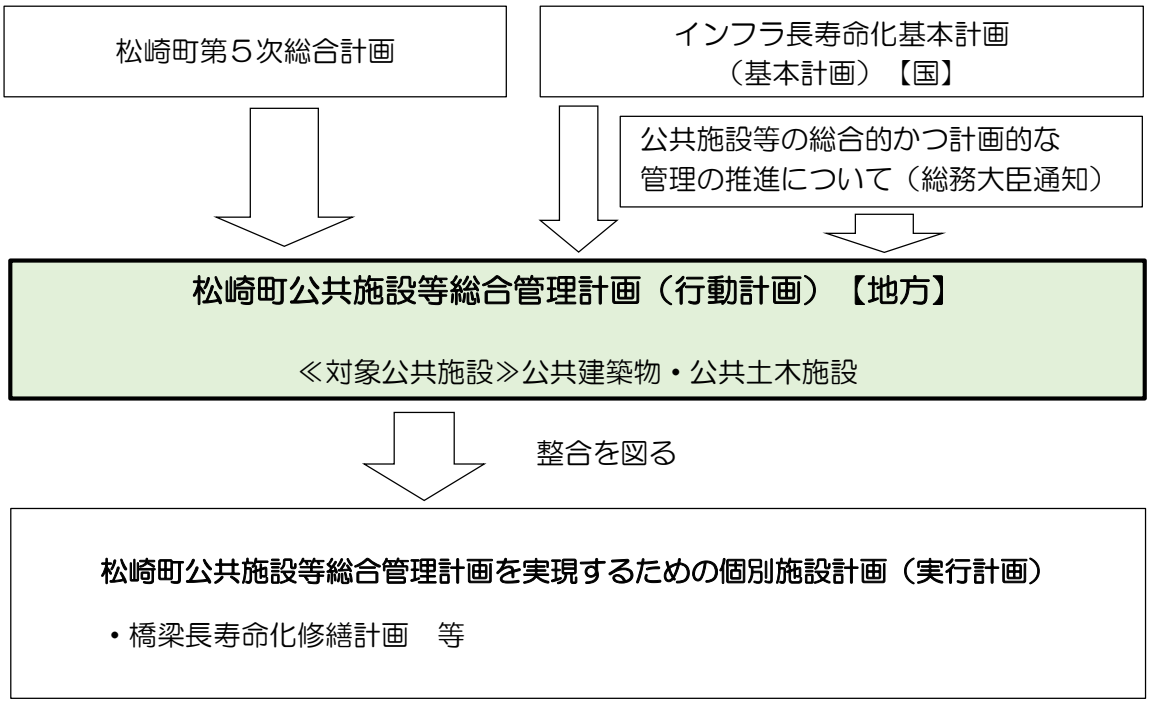

２　松崎町の概要

（１）地勢

本町は、北・東・南の三方を天城山系に囲まれ、西は駿河湾に面した伊豆半島西海岸の南部に位置し、東西14.448ｋｍ、南北11.304ｋｍからなる総面積85.19ｋ㎡の町で、北は西伊豆町、東は河津町と下田市、南は南伊豆町に接しています。

町域の８割を山林原野が占め、町の中央を流れる那賀川、岩科川の流域には約500haの耕地をもつ伊豆西海岸最大の平野を形成しています。松崎港から南へ連なる海岸線は、富士箱根伊豆国立公園や名勝伊豆西南海岸に指定されており、黒潮が打ち寄せる海岸は砂浜や岩礁など彩りに富み、岩地・石部・雲見の漁港、松崎海岸・岩地海岸・石部海岸・雲見海岸等の海水浴場があります。また、三浦地区（岩地・石部・雲見）には温泉（三浦温泉）もあり、中心部の松崎温泉、東部の大沢温泉などの温泉地も有しています。

また、一年を通して温暖な気候を有しています。

■松崎町の位置

（２）沿革

本町は、明治22年の町村制施行により、松崎村（松崎・江奈・桜田・伏倉・宮内）、中ノ郷村（小杉原・明伏・池代・大沢・峰輪・門野・船田・吉田・南郷・建久寺・那賀）、岩科村（岩科・道部・岩地・石部・雲見）として発足しました。その後、中ノ郷村は中川村へ、松崎村は松崎町へと、それぞれ改称しました。

さらに、昭和30年３月31日に松崎町と中川村が合併して新たな松崎町となり、翌31年６月１日に岩科村と合併し、現在の松崎町が誕生しました。

３　公共施設等の現況及び将来の見通し

３－１　人口の推移

（１）人口の推移

本町の人口は、昭和55年では１万人を超えていましたが、一貫して減少傾向にあり、令和２年国勢調査では6,038人と、40年間で3,975人減少しています。

年齢３区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は一貫して減少しており、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。生産年齢人口は、昭和55年では6,446人でしたが令和２年には2,620人と、昭和55年の約４割に、年少人口は昭和55年では2,024人でしたが令和２年には463人と、昭和55年の約２割にまで減少しています。年齢３区分別人口割合においても、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少していますが、老年人口割合は増加しており、令和２年の老年人口割合は48.9％となっています。

■人口の推移

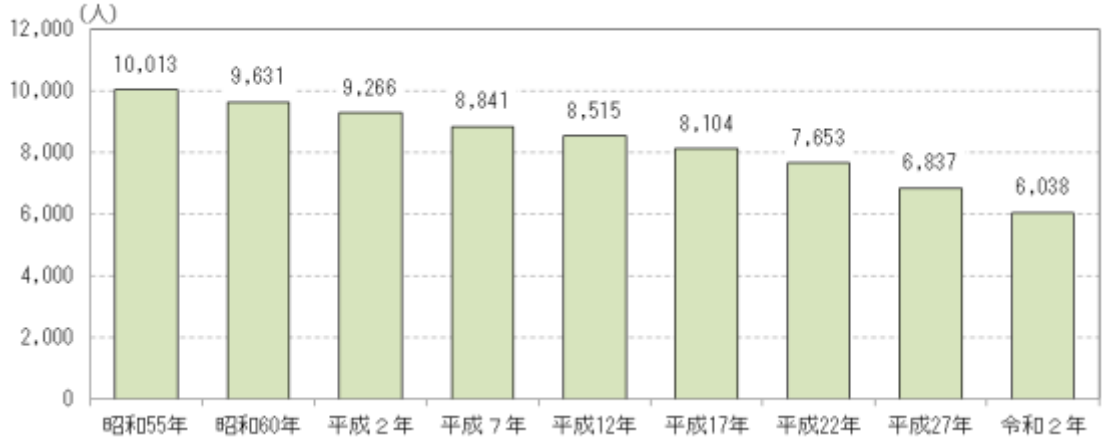

資料：国勢調査

■年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合の推移

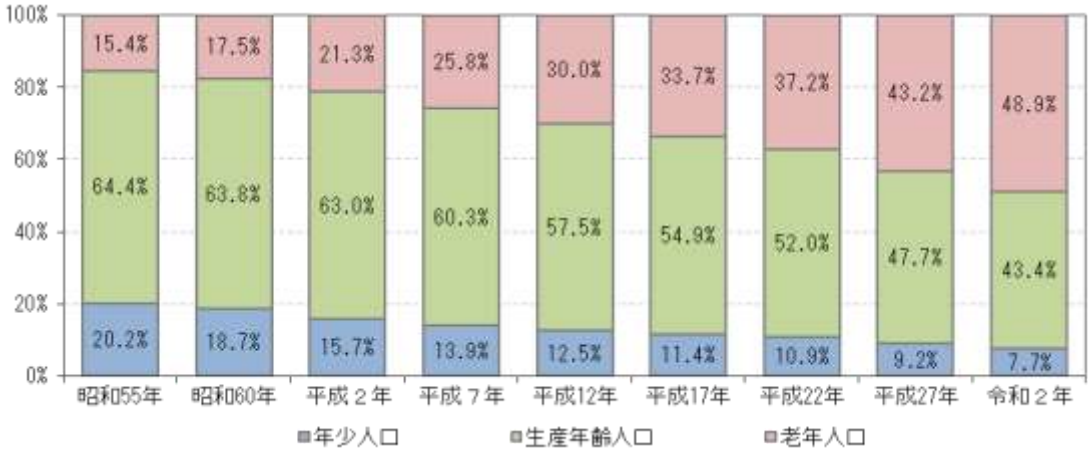

注１：端数処理の関係で、割合の合計が 100%とならない年度がある。

注２：年齢不詳を除く。

資料：国勢調査

３－２　財政の状況

（１）歳入

平成23年度から令和２年度までの普通会計決算の歳入は約36～48億円で推移しており、過去10年間の平均額は約40.0億円/年となっています。このうち町税は、平成23年度以降減少傾向にあり、平成23年度は約7.5億円でしたが、令和２年度は約6.2億円と、約1.3億円減少しています。

町税等の自主財源と、地方交付税等の依存財源の割合をみると、令和２年度は、歳入全体に占める自主財源の比率は26.1％と、平成23年度から令和２年度までの10年間の平均約34.0％を下回っています。

■歳入決算額の推移

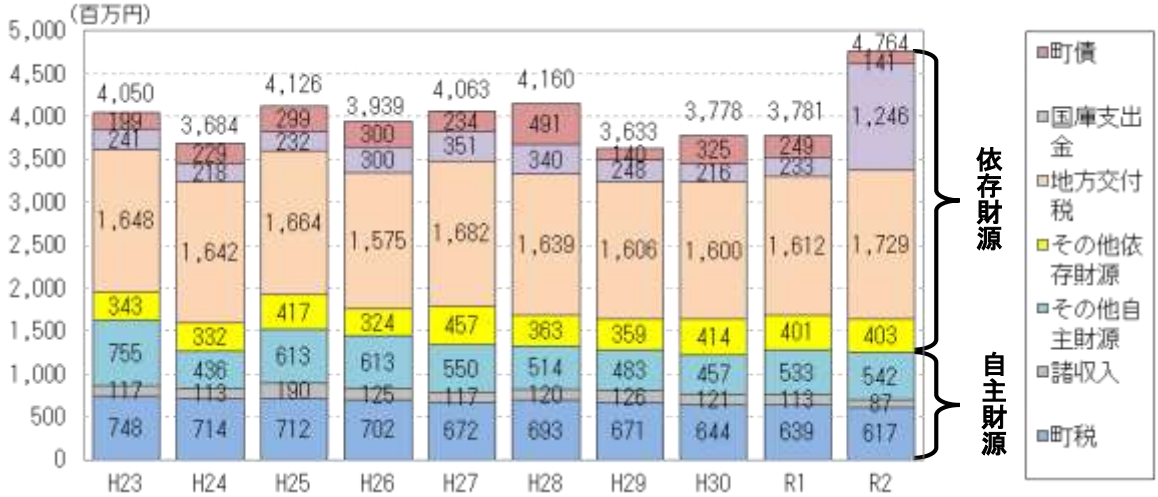

注：端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない年度がある。

出典：松崎町　一般会計歳入歳出決算書

■自主財源比率の推移

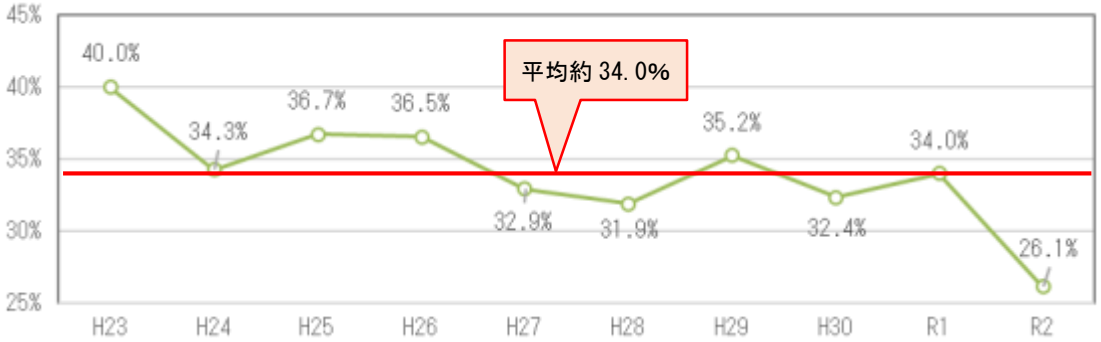

出典：松崎町　一般会計歳入歳出決算書

普通会計	地方公共団体ごとに会計区分が一様ではないことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（上水道・下水道等）や国民健康保険事業特別会計等以外の会計を一つの会計としてまとめたもの。
自主財源	町が自主的に収入できる歳入のことで、町税、分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入、財産収入、寄付金、繰入金などがある。
依存財源	町が自主的に収入できない歳入のことで、国庫支出金、県支出金、交付金、町債などがある。

（２）歳出

平成23年度から令和２年度までの普通会計決算の歳出は約34～46億円で推移しており、過去10年間の平均額は約37.9億円/年となっています。このうち人件費は、平成23年度の約7.0億円をピークとして減少傾向にありましたが、令和２年度には増加に転じ約6.8億円となっています。また、公債費と扶助費は、過去10年間に多少の変動はあるものの横ばい傾向にあります。

歳出のうち、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は約13～14億円で推移していますが、歳出に占める義務的経費の割合は、令和２年度は29.6%で、平成23年度から令和２年度までの過去10年間の平均約35.7%を下回っています。

■歳出決算額の推移

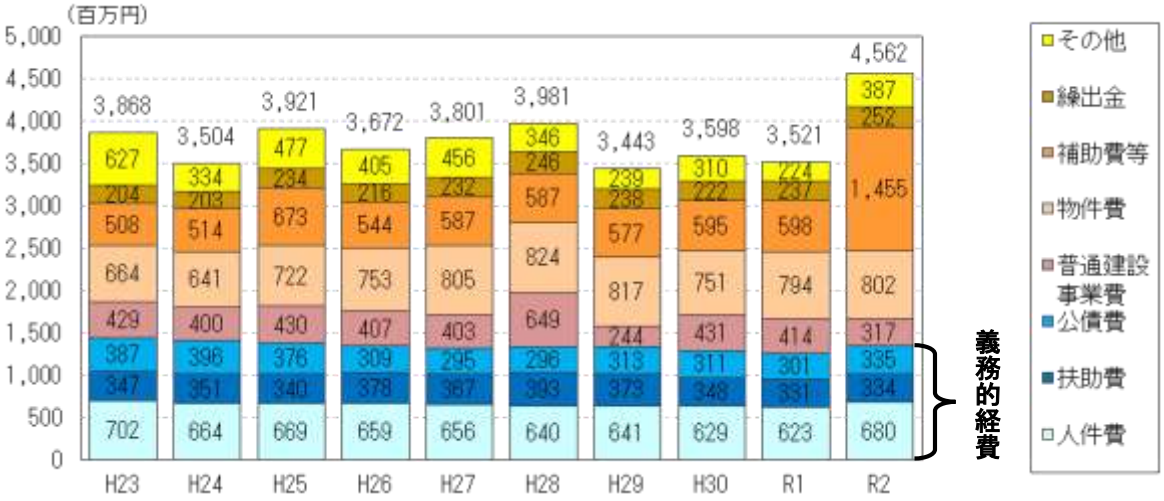

注：端数処理の関係で、内訳と合計が一致しない年度がある。

出典：松崎町　一般会計歳入歳出決算書

■義務的経費の割合の推移

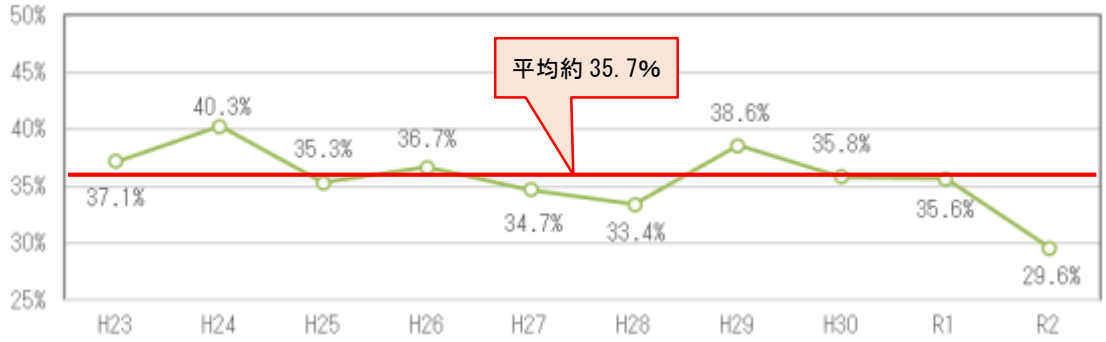

出典：松崎町　一般会計歳入歳出決算書

義務的経費	法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられているもので任意では削減できない経費であり、人件費・扶助費・公債費が該当する。

（３）指標からみた財政状況

①　財政力指数

財政力指数（３か年平均）は、平成22年度以降下降し、令和元年度には0.30ポイントとなっており、静岡県郡平均の0.76と比べて0.46ポイント、賀茂郡平均の0.40と比べて0.10ポイント低い水準であり、静岡県内の町では西伊豆町と共に最も低くなっています。

■財政力指数の推移

注:「静岡県郡平均」は、基準財政需要額、基準財政収入額の加算による加重平均値

出典:静岡県　県内市町における財政力指数

■町別財政力指数（令和元年度）

町名		財政力指数	町名		財政力指数	町名		財政力指数
賀茂郡	松崎町	0.30	賀茂郡	西伊豆町	0.30	駿東郡	清水町	0.97
	東伊豆町	0.63	田方郡	函南町	0.83		長泉町	1.37
	河津町	0.44	榛原郡	吉田町	0.94		小山町	0.91
	南伊豆町	0.32		川根本町	0.36	周知郡	森町	0.60

出典:静岡県　県内市町における財政力指数

財政力指数　地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値。この数値が1に近く、あるいは1を超えるほど余裕財政を保有していることになり、単年度の指数が1を超えると普通交付税は交付されなくなる。

②経常収支比率

経常収支比率は、令和元年度は86.1%で平成22年度から令和元年度までの過去10年間で最も高水準となり、平成22年度の80.1%と比べて6.0ポイント上がりました。また、平成27年度以降は上昇傾向となっておりますが、令和元年度の86.1%は、賀茂郡平均の88.5%、静岡県郡平均の88.0%と比べて、約2.0ポイントの差があります。

■経常収支比率の推移

出典:総務省　市町村別決算状況調

■町別経常収支比率(令和元年度)

町名		経常収支比率	町名		経常収支比率	町名		経常収支比率
賀茂郡	松崎町	86.1	賀茂郡	西伊豆町	91.1	駿東郡	清水町	87.6
	東伊豆町	88.9	田方郡	函南町	91.1		長泉町	74.6
	河津町	88.7	榛原郡	吉田町	90.4		小山町	85.2
	南伊豆町	87.9		川根本町	92.9	周知郡	森町	91.3

出典:総務省　市町村別決算状況調

経常収支比率	財政の弾力性を示す比率で、この比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることを示す。

③　公債費負担比率

公債費負担比率は、平成25年度までは11～13％台で推移していましたが、平成26年度に10.0％となったあとは、９～10％台で推移しております。令和元年度は10.3％で、賀茂郡平均の11.6％と比べて、1.3ポイント低い水準となっています。

■公債費負担比率の推移

出典：総務省　市町村別決算状況調

■町別公債費負担比率（令和元年度）

町名		公債費負担比率	町名		公債費負担比率	町名		公債費負担比率
賀茂郡	松崎町	10.3	賀茂郡	西伊豆町	13.3	駿東郡	清水町	10.5
	東伊豆町	13.1	田方郡	函南町	10.5		長泉町	3.0
	河津町	11.3	榛原郡	吉田町	12.4		小山町	8.4
	南伊豆町	10.1		川根本町	13.8	周知郡	森町	11.9

出典：総務省　市町村別決算状況調

公債費負担比率	公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するもの。

３－３　公共建築物の現況

（１）公共建築物の整備状況と保有量の推移

令和３年12月末現在、本町が保有する公共建築物は95施設で、累計延床面積は45,719.77㎡(建築年度不明を含む)となっています。昭和47年以降の建築年別延床面積では、昭和56年が4,557.07㎡で最も多く、次いで、昭和57年が3,778.05㎡、平成10年が3,370.62㎡となっています。

建築年区分別の延床面積の割合をみると、築30～39年が28.3%で最も多く、次いで築50年以上が25.3%であり、築40～49年の22.3%を合わせた築30年以上では75.9%と、全体の約４分の３が築30年以上となっています。

■公共建築物の整備状況と保有量の推移

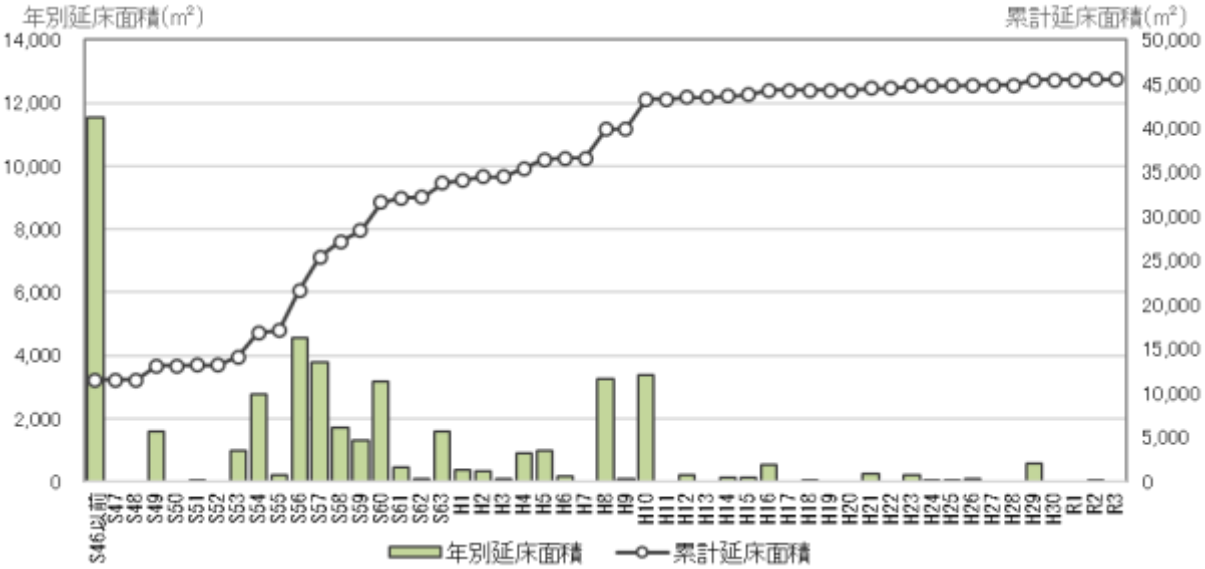

出典:松崎町　固定資産台帳

■建築年区分別延床面積割合

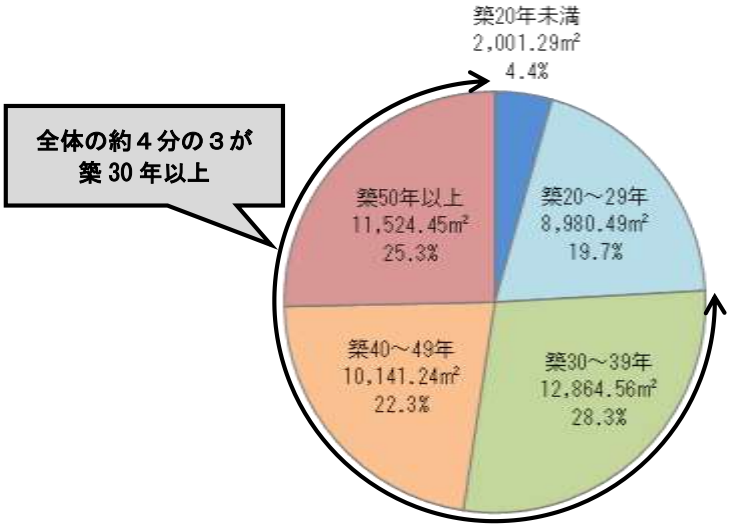

出典:松崎町　固定資産台帳

（２）施設別の状況

施設別の延床面積割合をみると、学校教育系施設が25.0％で最も多く、次いで産業・観光系施設が16.0％、その他が15.9％、町民文化系施設が11.6％となっています。

施設別建築年区分別でみると、行政系施設、学校教育系施設、産業・観光系施設では５割以上が築40年以上となっている一方で、子育て支援施設、町営住宅、処理施設では半数以上が築30年未満となっています。

■施設分類別延床面積割合

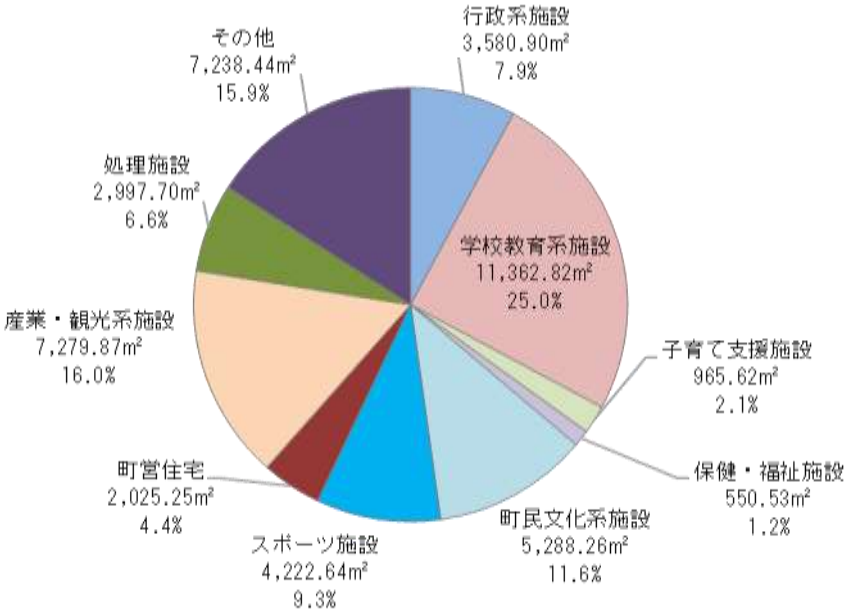

出典:松崎町　固定資産台帳

■施設分類別建築年区分別延床面積割合

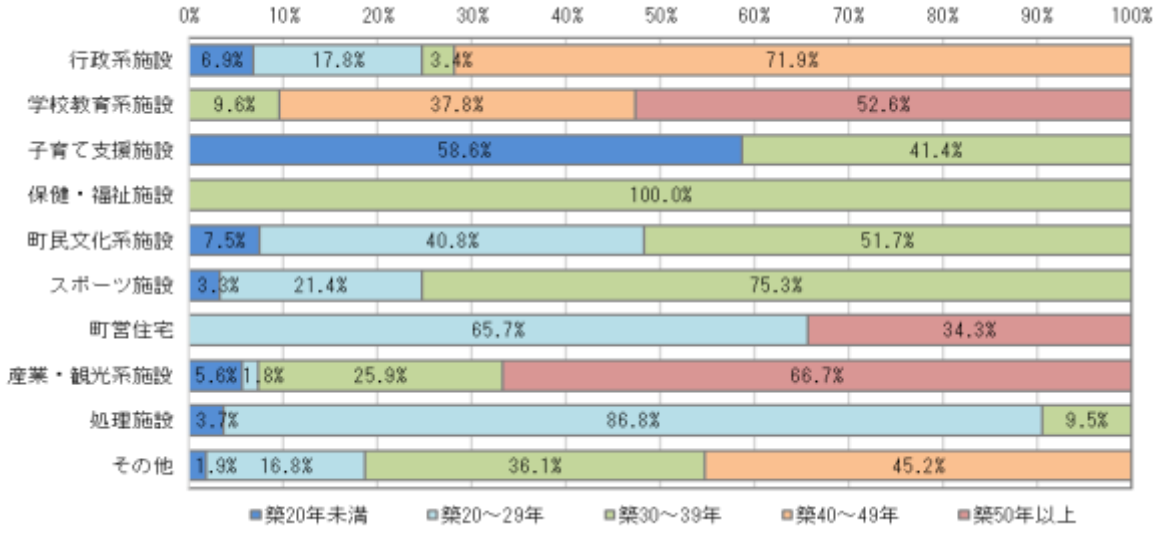

出典:松崎町　固定資産台帳

（３）耐震化の状況

本町の公共建築物のうち、約５割が昭和56年以前の旧耐震基準で建設されていますが、学校を中心として耐震補強工事を進めています。しかし、使用していない旧三浦小学校などが耐震性を満たしていないことから、現在の耐震化率は75.5%となっています。

■公共建築物の耐震化の状況

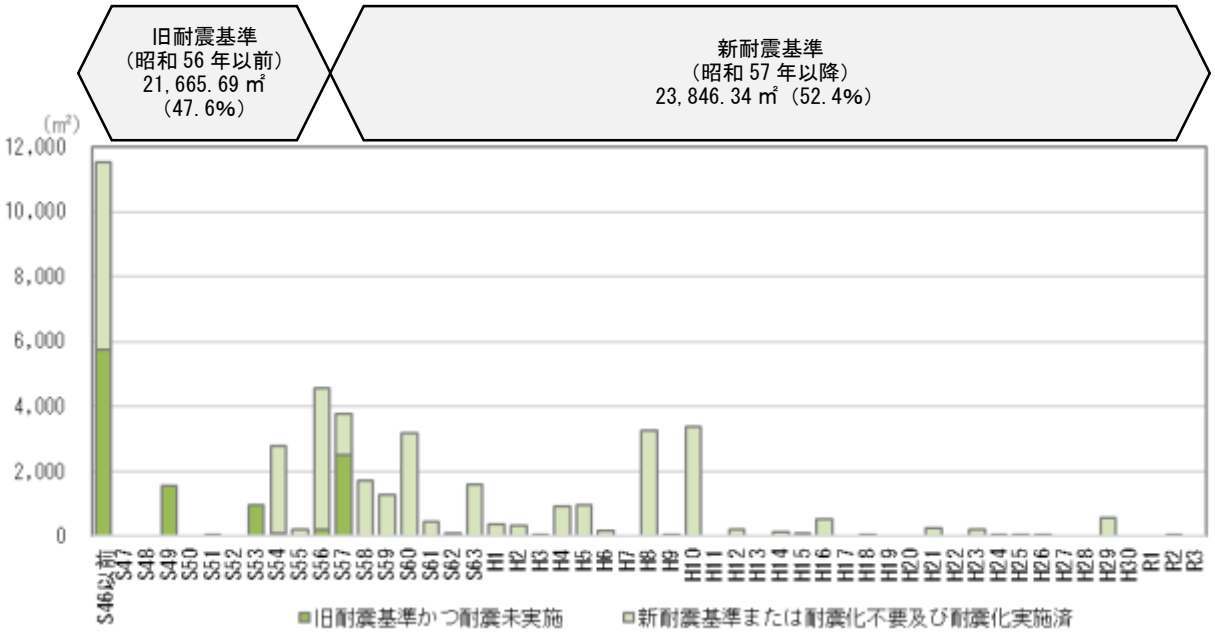

出典:松崎町　固定資産台帳

（４）他自治体との連携

本町では、以下の項目について、他自治体と連携して行政サービスを展開しています。

■他自治体との連携

消防	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の１市４町で下田地区消防組合を運営しています。
斎場	西伊豆町に委託しており、本町にはありません。
病院	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の１市５町で下田メディカルセンターを運営しています。
し尿処理	松崎町と西伊豆町の２町で西豆衛生プラントを運営しています。
消費生活センター	静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町で賀茂広域消費生活センターを運営しています。

（５）施設の老朽化の状況

施設別に経過年数をみると、広域対応施設及び地域対応施設では20年以上、教育関係施設では30年以上の建物が多いことが分かります。

■施設別経過年数の状況（その1）

施設分類	大分類	建物名	延床面積（㎡）	建築年	経過年数
広域	行政系施設	松崎町役場庁舎	2,436.50	1979	42
広域	行政系施設	松崎町役場非常用発電棟	51.00	2014	7
広域	行政系施設	バス車庫	121.36	1992	29
広域	町民文化系施設	松崎町生涯学習センター	1,891.00	1996	25
広域	町民文化系施設	松崎町簡易水道管理センター	2,733.05	1985	36
広域	スポーツ施設	松崎勤労者体育センター	1,282.73	1982	39
広域	スポーツ施設	総合運動場クラブハウス	90.63	1987	34
広域	スポーツ施設	松崎海洋センター（ドーム/プール）	875.06	1988	33
		松崎海洋センター（東改棟）	188.40	1988	33
広域	町営住宅	伏倉小坂住宅	1,249.40	1998	23
		伏倉小坂住宅（倉庫）	71.28	1998	23
		伏倉小坂住宅（フロパン庫）	8.97	1998	23
広域	町営住宅	伏倉樋田住宅	695.60	1970	51
広域	産業・観光系施設	棚田交流施設（ふれあい交流棟）	72.04	2002	19
		棚田交流施設（水車小屋）	19.87	2002	19
		棚田交流施設（農機具小屋）	28.15	2002	19
広域	産業・観光系施設	特産館	69.45	1986	35
広域	産業・観光系施設	特産館公衆トイレ	19.06	2003	18
		特産館公衆トイレ（多目的）	9.39	2012	9
広域	産業・観光系施設	民芸館	386.14	1986	35
広域	産業・観光系施設	松崎町歴史事務所	451.62	1985	36
広域	産業・観光系施設	伊豆の長八美術館	435.00	1983	38
		伊豆の長八美術館（収蔵庫）	171.00	1983	38
		伊豆の長八美術館（松崎幕の湯）	8.89	2009	12
		伊豆の長八美術館（模写）	6.15	2004	17
広域	産業・観光系施設	伊豆文庫	240.51	1910	111
広域	産業・観光系施設	伊豆文庫（土蔵1）	53.56	1910	111
		伊豆文庫（土蔵2）	52.03	1910	111
広域	産業・観光系施設	伊豆文庫足湯	9.93	2006	15
広域	産業・観光系施設	明治憲政中瀬邸	464.89	1887	134
広域	産業・観光系施設	明治憲政中瀬邸公衆トイレ	24.12	1990	31
広域	産業・観光系施設	道の駅花の三聖苑ひじかの里	166.37	2009	12
広域	産業・観光系施設	道の駅花の三聖苑天城山荘	173.06	1990	31
広域	産業・観光系施設	道の駅花の三聖苑郷土文化館（三聖会堂）	79.48	1989	32
広域	産業・観光系施設	道の駅花の三聖苑旧大沢学舎	130.83	1992	29
広域	産業・観光系施設	道の駅花の三聖苑作業棟	62.11	1990	31
		道の駅花の三聖苑作業棟（倉庫）	36.67	1990	31
広域	産業・観光系施設	道の駅花の三聖苑公衆トイレ	66.66	2009	12
広域	産業・観光系施設	旧依田邸　家屋番号24番 木造瓦葺平屋建　居宅（主屋）	317.35	1880	141
		旧依田邸　家屋番号24番 附属家1土蔵造瓦葺平屋建　倉庫（蔵）	155.2	1880	141
		旧依田邸　家屋番号24番附属家2 木造瓦葺平屋建　居宅（離れ）	128.92	1880	141
		旧依田邸　家屋番号24番附属家3 木造瓦葺平屋建　物置（蔵屋）	88.42	1880	141
		旧依田邸　家屋番号148番2 木造瓦葺2階建　倉庫（細屋）	369.21	1880	141
		旧依田邸　家屋番号148番2附属家1 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 染織室（作業小屋）	47.8	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番2の1 木造瓦・椅子板葺平屋建浴場（依田之庄）	371.13	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の1 鉄筋コンクリート造陸屋根・木造亜鉛 メッキ鋼板葺3階建旅館（竹取）	1119.34	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の1附属家1 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建　中庭内便所	27.94	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の2 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建　別館（山荘）	162.92	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の2 木造瓦葺平屋建　茶室（茶屋）	87.77	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の2 附属家1木造瓦葺平屋建　茶室（水車小屋）	37.8	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の4木造瓦・ 亜鉛メッキ鋼板葺2階建　居宅（山荘門）	106.28	1880	141
		旧依田邸　家屋番号153番3の5木造亜鉛 メッキ鋼板葺平屋建　居宅（離れ裏）	64.69	1880	141
		旧依田邸　平屋建　附属家（中門）	52.58	1880	141
		旧依田邸　2階建　附属家（表門）	52.88	1880	141
		旧依田邸　平屋建変電室	13.25	1880	141
		旧依田邸　ボイラー室	15.36	不明	－
		旧依田邸　平屋鋼防災倉庫	8.82	1880	141
		旧依田邸　平屋建ポンプ室	7.52	1880	141
		旧依田邸　土蔵倉庫（ガス室）	6.47	1880	141

■施設別経過年数の状況（その2）

施設分類	大分類	建物名	延床面積(㎡)	建築年	経過年数
広域	産業・観光系施設	井丁（本宅）	134.39	1958	63
広域		井丁（茶屋）	29.37	1958	63
		井丁（蔵）	54.91	不明	－
広域	その他	中横立体駐車場	855.51	1996	25
広域	その他	旧福祉住宅	45.54	1976	45
広域	その他	職員公舎	31.00	1988	33
広域	その他	雲見多目的広場	36.43	2003	18
広域	その他	２１世紀の森ログハウス	48.00	1988	33
広域	その他	２１世紀の森公衆トイレ(1)	26.89	1990	31
		２１世紀の森公衆トイレ(2)	3.31	1990	31
		２１世紀の森公衆トイレ(3)	10.75	1990	31
広域	その他	岩殿公衆トイレ	34.78	2013	8
広域	その他	石部公衆トイレ	22.40	2014	7
広域	その他	雲見公衆トイレ	40.58	2011	10
広域	その他	牛原山公衆トイレ	12.86	1981	40
広域	その他	水辺の小道公衆トイレ(1)	3.24	1994	27
		水辺の小道公衆トイレ(2)	3.24	1994	27
広域	その他	ジョギングコース公衆トイレ	3.31	1983	38
広域	その他	長八美術館前公衆トイレ	50.28	1994	27
広域	その他	松崎自転車休憩所	72.28	1992	29
		松崎自転車休憩所公衆トイレ	21.60	1992	29
教育	学校教育系施設	松崎小学校校舎(教室棟)	3,588.22	1981	40
		松崎小学校校舎(管理棟)	314.44	1981	40
		松崎小学校校舎(食堂棟)	390.15	1981	40
教育	学校教育系施設	松崎小学校屋内運動場	1,095.03	1983	38
教育	学校教育系施設	松崎中学校校舎(教室棟)	1,553.46	1969	52
		松崎中学校校舎(管理普通棟)	2,414.93	1970	51
		松崎中学校校舎(特別教室棟)	490.00	1970	51
教育	学校教育系施設	松崎中学校屋内運動場	1,293.32	1971	50
教育	学校教育系施設	学校給食共同調理場	223.27	1970	51
教育	子育て支援施設	松崎幼稚園	566.12	2017	4
地域	行政系施設	第一分団第一小型ポンプ車	76.80	2011	10
地域	行政系施設	第一分団第二小型ポンプ車	64.60	2020	1
地域	行政系施設	第一分団第三小型ポンプ車	54.25	2003	18
地域	行政系施設	第二分団第一小型ポンプ車	97.44	1996	25
地域	行政系施設	第二分団第二小型ポンプ車	54.60	1988	33
地域	行政系施設	第三分団第一小型ポンプ車	57.96	1979	42
地域	行政系施設	第三分団第二小型ポンプ車	41.40	1981	40
地域	行政系施設	第三分団第三小型ポンプ車	73.38	1993	28
地域	行政系施設	第四分団第一小型ポンプ車	43.06	2000	21
地域	行政系施設	第四分団第二小型ポンプ車	38.08	1979	42
地域	行政系施設	第四分団第三小型ポンプ車	28.98	1996	25
地域	行政系施設	第五分団第一小型ポンプ車	43.02	1998	23
地域	行政系施設	第五分団第二小型ポンプ車	33.12	1997	24
地域	行政系施設	第五分団第三小型ポンプ車	37.26	1997	24
地域	行政系施設	第五分団第四小型ポンプ車	33.12	1996	25
地域	行政系施設	第六分団第一小型ポンプ車	64.59	1992	29
地域	行政系施設	第六分団第二小型ポンプ車	68.72	1991	30
地域	行政系施設	第六分団第三小型ポンプ車	61.86	1992	29
地域	子育て支援施設	松崎町立児童館(旧松崎幼稚園)	399.50	1982	39
地域	保健・福祉施設	総合福祉センター	550.53	1984	37
地域	町民文化系施設	岩沢多目的集会施設	103.92	1992	29
地域	町民文化系施設	大沢多目的集会施設	148.55	2004	17
地域	町民文化系施設	門野公民館	92.74	2004	17
地域	町民文化系施設	都市生活改善センター	137.47	不明	－
地域	町民文化系施設	池代活性会館	164.96	2000	21
地域	町民文化系施設	山口山村活性化交流センター	154.02	2004	17
地域	スポーツ施設	武道館	140.76	2004	17
地域	スポーツ施設	旧岩科小学校屋内運動場	742.06	1984	37
地域	スポーツ施設	旧三浦小学校屋内運動場	903.00	1983	28
地域	産業・観光系施設	重要文化財岩科学校	653.02	1880	141
地域	処理施設	クリーンピア松崎	1,821.27	1988	23
		クリーンピア松崎(浸出水処理棟)	176.68	1988	23
		クリーンピア松崎(焼却灰ストックヤード)	46.75	2011	10
地域	処理施設	分別ごみストックヤード	65.00	2011	10
地域	処理施設	岩地区簡易集落排水施設	284.00	1989	32
地域	処理施設	石部区簡易集落排水施設	246.00	1992	29
地域	処理施設	雲見地区簡易集落排水施設	358.00	1996	25

■施設別経過年数の状況（その3）

施設分類	大分類	建物名	延床面積(㎡)	竣工年	経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41～
地域	その他	旧岩科小学校校舎(宿泊教室棟)	1,882.93	1982	39																																									
地域	その他	旧三浦小学校校舎(宿泊教室棟)	1,556.63	1974	47																																									
		旧三浦小学校校舎(倉庫)	17.82	1974	47																																									
地域	その他	旧三浦幼稚園(園舎)	210.00	1981	40																																									
地域	その他	旧給食調理場(三浦)	65.90	1992	29																																									
地域	その他	旧松崎町立焼屋閉	228.99	1980	41																																									
地域	その他	旧松崎幼稚園岩科園	212.89	1982	39																																									
地域	その他	旧松崎幼稚園中川園	236.00	1979	42																																									
地域	その他	旧中川小学校(管理教室棟)	814.65	1978	43																																									
		旧中川小学校(給食調理)	152.00	1978	43																																									
地域	その他	旧給食調理場(中川)	122.72	1994	27																																									
地域	その他	水防倉庫	23.40	1992	29																																									
地域	その他	旧山田屋	392.51	1988	33																																									

（６）公共施設（建築物）の有形固形資産原価償却率

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得価額（再調達価額）

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが出来ます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や、施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

100％に近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は 35～50％程度と言われていますが、本町の有形固定資産減価償却率は 65.6％で償却率は一般的な目安を上回っています。今後耐用年数の到達とともにさらに償却率が高くなることが予想されます。

■公共施設等の有形固定資産減価償却率

分類名	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率
行政系施設	951,320	710,084	74.6%
学校教育系施設	2,514,576	2,362,897	94.0%
子育て支援施設	264,312	92,323	34.9%
保健・福祉施設	151,525	106,068	70.0%
町民文化系施設	6,576,188	3,160,153	48.1%
スポーツ施設	1,058,202	804,004	76.0%
町営住宅	268,660	155,688	58.0%
産業・観光系施設	1,028,774	717,195	69.7%
処理施設	962,224	667,932	69.4%
その他	1,373,049	1,166,058	84.9%
合計	15,148,829	9,942,402	65.6%

注1：取得価額の合計の不一致は、端数処理の関係によるもの。

注2：令和2年度以降に整備された施設を除く。

出典：令和元年度　松崎町固定資産台帳

（７）公共建築物の年度別大規模修繕・更新費用

歴史的建築物である重要文化財岩科学校、伊豆文邸、明治商家中瀬邸、旧依田邸を除いた全ての公共建築物において、建築後30年に大規模修繕を実施し、建築後60年に現在と同規模で更新（建替）を実施するとした場合、今後40年間（令和４年度から令和43年度まで）における大規模修繕及び更新（建替）にかかる費用は、大規模修繕が約23.4億円、更新（建替）費用が約138.1億円で、合計約161.5億円と推計されます。

特に、令和21年度から令和30年度までの10年間では約74.1億円と、他の年度に比べて集中しています。

なお、令和３年度以前に築30年が経過していても大規模修繕を実施していない建物、令和３年度以前に築60年が経過していても建替えを実施していない建物もあることから、実際の費用はさらに増加することが想定されます。

■公共建築物の年度別大規模修繕･更新費用の推移

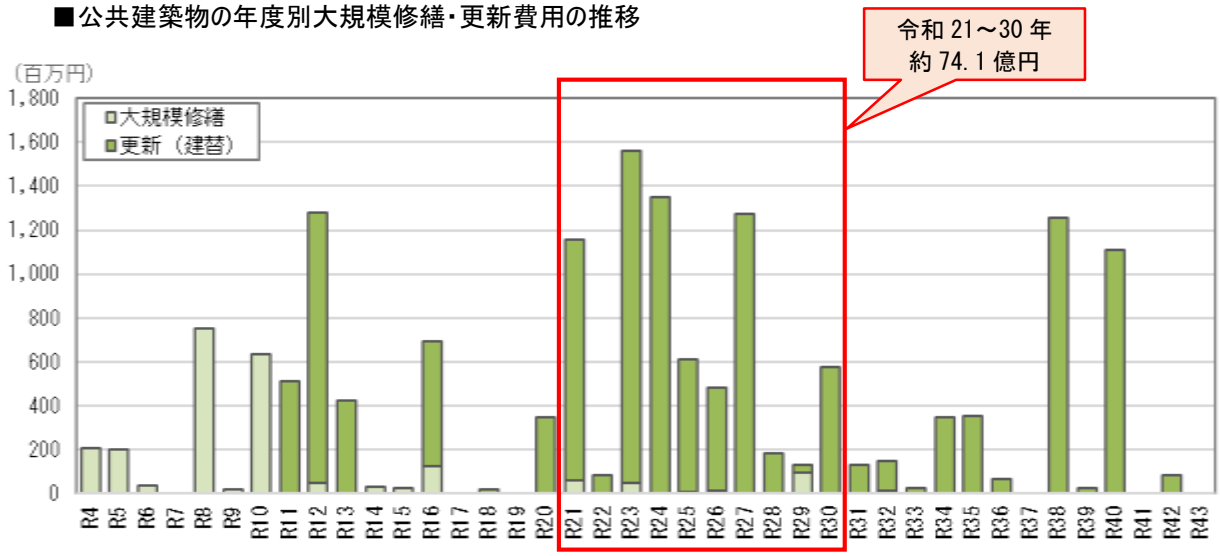

注1：現在築 30 年以上経過していても大規模修繕を実施していない建物の大規模修繕費用を除く。

注2：現在築 60 年が経過していても建替えを実施していない建物の更新(建替)費用を除く。

注3：歴史的建築物、建築年度不明の建物を除く。

※大規模修繕及び更新（建替）の単価は、以下のとおりとします。

種類	大規模修繕（千円/㎡）	更新（千円/㎡）	種類	大規模修繕（千円/㎡）	更新（千円/㎡）
行政系施設	250	400	スポーツ施設	200	360
学校教育系施設	170	330	町営住宅	170	280
子育て支援施設	170	330	産業・観光系施設	250	400
保健・福祉施設	200	360	供給施設	200	360
町民文化系施設	250	400	その他	200	360

注：種類及び単価は、（一財）地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10に基づく

３－４　公共土木施設の現況

（１）公共土木施設の保有状況

本町が保有又は管理する公共土木施設は、以下のとおりです。

①　道路（農道・林道を含む）

本町が管理する道路は、実延長283,185ｍで、このうち町道が236,570ｍ、農道が31,452ｍ、林道が15,163ｍです。

このうち、町道の道路敷面積は886,506㎡で、うち車道面積は298,524㎡となっています。

②　橋梁（町道橋）・トンネル

本町が管理する橋梁（町道橋）は146橋です。また、トンネルを１箇所（延長31.10ｍ）管理しています。

③　河川

本町が管理する河川は146,145ｍで、準用河川が16,502ｍ、普通河川が129,643ｍとなっています。

④　公園

本町が管理する公園は、21世紀の森、牛原山町民の森（約6.2ha）の他に、児童遊園が７箇所の計９箇所あります。

■児童遊園一覧

名称	面積（㎡）	名称	面積（㎡）
松崎児童遊園	550	大沢児童遊園	300
宮内児童遊園	300	池代児童遊園	2,656
伏倉児童遊園	108	建久寺児童遊園	24
小杉原児童遊園	108		

注：令和3年度に、宮内児童遊園・大沢児童遊園・池代児童遊園の遊具の撤去を実施した。

⑤　上水道

本町の上水道は、管路が53,125ｍの他に、浄水場４箇所、ポンプ場５箇所、配水池13箇所を管理しています。

■上水道施設一覧

浄水場	ポンプ場	配水池		
八木山浄水場	江奈ポンプ場	峰輪配水池	石部配水池	門野配水池
池代浄水場	大沢ポンプ場	江奈配水池	小杉原配水池	池代配水池
小杉原浄水場	牛原山ポンプ場	伏倉配水池	仲嶋配水池	八木山配水池
雲見浄水場	柳原ポンプ場	岩地配水池	千貫門配水池	
	石部ポンプ場	峰配水池	入谷配水池	

⑥　下水道

本町の農業集落排水、漁業集落排水は、管路が約８ｋｍの他に、集落排水処理施設としてし尿処理場が３箇所（岩地漁業集落排水、石部農業集落排水、雲見漁業集落排水）あります。

⑦　温泉施設

本町では、温泉施設として、送配湯管が15,371ｍ、配湯所２箇所、貯湯槽４箇所（第１配湯所に３槽、第２配湯所に１槽）を管理しています。

⑧　漁港

本町には、町が管理する漁港が３箇所（岩地漁港、石部漁港、雲見漁港）あります。

（２）公共土木施設の更新費用

公共土木施設の今後40年間（令和４年度から令和43年度まで）における年度別更新費用の総額は、約95.7億円（上水道の未更新分を含み、農道・林道、トンネル、下水道、温泉施設、漁港等を除く）と推計されます。内訳は、道路（町道）が約37.4億円、橋梁（町道橋）が約16.0億円、上水道（管路のみ）が約42.3億円と推計されます。これらの他に、農道・林道、トンネル、上水道の浄水場施設等や下水道、温泉施設、河川、漁港などの他の公共土木施設の費用が別途必要となります。

■年度別公共土木施設の更新費用の推計

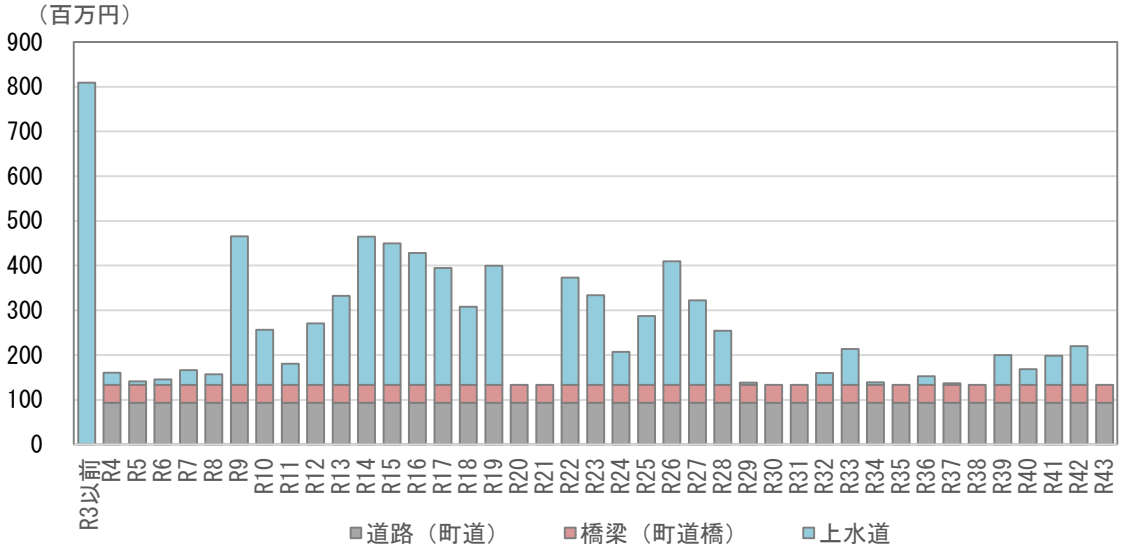

※更新条件と更新単価は、以下のとおりとします。

種類	更新年数	区分		更新費用
道路（町道）	15年	車道面積部分		4,700円/㎡
橋梁（町道橋）	現在の補修・点検費用（40,000千円/年）とする			
上水道	40年	導水管・送水管	～300mm	100千円/m
		配水管	～150mm	97千円/m
			～200mm	100千円/m
			～250mm	103千円/m

注：更新年数及び更新単価は、（一財）地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10に基づく

注1：道路（町道）は、車道面積部分のみで算出。

注2：上水道は管路のみ算出しており、下水道、温泉施設等他を除く。

３－５　今後の見通し

（１）将来人口

①　社人研の推計における将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）における本町の将来人口推計では、今後も人口減少が続き、2035年には5,000人を割り込み、2045年の人口は3,820人と推計されています。

■社人研における将来人口推計

注１：2020 年（国調）は年齢不詳を除く。
注２：端数処理の関係で、割合の合計が 100%とならない年度がある。
出典：日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）（社人研）

②　松崎町人口ビジョン（R2.7）における将来人口

松崎町人口ビジョンにおける本町の将来人口の考え方は、以下のとおりとなっています。

ア　将来人口の考え方

国は、「国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に１億人程度の人口を確保する。」としていることから、平成22年人口の約82%程度に減少を抑制することとなります。

こうした国の人口抑制割合にならい、本町の平成27年（2015年）人口6,837人をベースとすると、2060年の町人口として3,300人超を確保することが必要となります。

こうした考え方に基づき、人口減少傾向を抑制し、転入人口の確保等の対策を講じていくこととします。

■推計パターン

パターン	推計方法
パターン1 （社人研の推計準拠）	主に 2010 年から 2015 年の人口の動向を勘案し、2010 年から 2015 年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、2040 年以降継続すると仮定した推計
シミュレーション1	パターン1をベースに、合計特殊出生率が 2030 年までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の 2.1）まで上昇した場合のシミュレーション
シミュレーション2	パターン1をベースに、合計特殊出生率が 2030 年までに人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の 2.1）まで上昇し、かつ、人口移動が均衡した（転入・転出が同数となり、移動がゼロとなった）場合のシミュレーション
松崎町独自推計	社会増減については、社人研の推計に準拠し、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 に上昇し、その後同水準を維持、社会移動について均衡を達成し、その後維持と想定した推計

注：人口置換水準とは、長期的に人口が増加も減少もしない出生水準。日本における現在の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は 2.07。

出典：第2期 松崎町 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（令和2年7月）

■パターン別推計人口

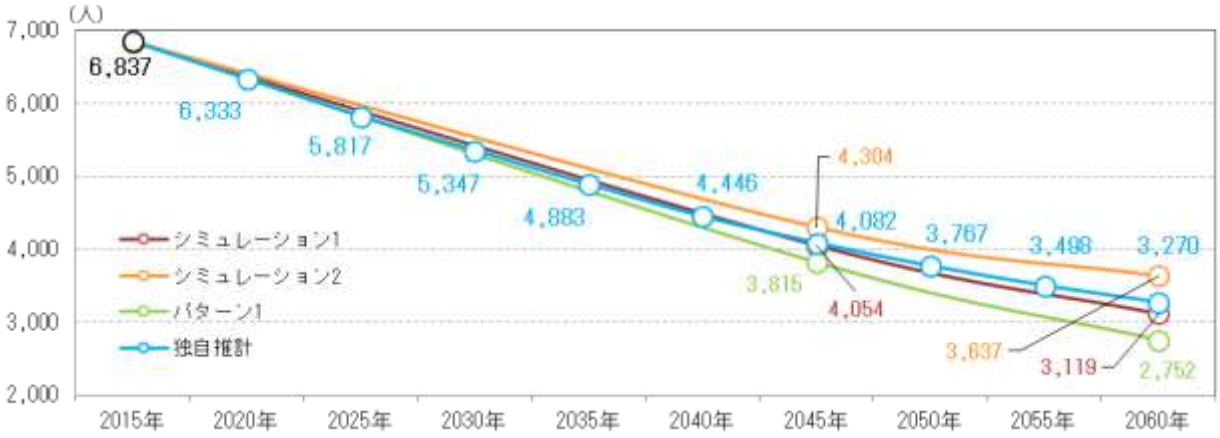

出典：第2期 松崎町 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（令和2年7月）

イ　人口の将来展望

本町の独自推計では、2030年に合計特殊出生率が現状の約1.6から1.8程度まで上昇し、社会移動による増減がないと仮定した場合の推計において、本町の人口は2040年に4,446人、2060年に3,270人となります。一方で、社人研推計に準拠した推計値によると、2060年には2,752人まで減少するという推計結果となっていることから、将来人口に関わる状況を注視していきます。

（２）歳出決算における普通建設事業費の推移

①　普通建設事業費の推移

公共建築物や公共土木施設に充当する普通建設事業費の過去10年間（平成23年度から令和２年度まで）の平均は約4.1億円/年で、普通会計に占める割合は平均約10.9%となっています。このうち、公共建築物が約1.7億円/年、公共土木施設が約2.5億円/年となっています。

■歳出決算における普通建設事業費の推移

出典：松崎町　一般会計歳入歳出決算書

②　住民１人あたりの普通建設事業費

令和元年度における本町の住民１人あたりの普通建設事業費は63.66千円/人で、小山町、川根本町、南伊豆町、西伊豆町に次ぎ５番目に高い水準となっています。

■住民1人あたりの普通建設事業費（千円/人）

町名		普通建設事業費	町名		普通建設事業費	町名		普通建設事業費
賀茂郡	松崎町	63.66	賀茂郡	西伊豆町	97.80	駿東郡	清水町	56.30
	東伊豆町	47.71	田方郡	函南町	52.07		長泉町	52.79
	河津町	33.82	榛原郡	吉田町	29.35		小山町	268.58
	南伊豆町	99.12		川根本町	103.41	周知郡	森町	52.36

注：住民基本台帳人口（令和2年1月1日現在）を基準に算出している。
資料：総務省　令和元年度市町村別決算状況調

③　歳出総額に占める普通建設費の割合

令和元年度の歳出総額に占める普通建設事業費の合計の割合は、県内郡部で６番目に低い水準となっています。

■歳出総額に占める普通建設事業費の割合（%）

町名		普通建設事業費	町名		普通建設事業費	町名		普通建設事業費
賀茂郡	松崎町	11.76%	賀茂郡	西伊豆町	10.16%	駿東郡	清水町	16.53%
	東伊豆町	10.86%	田方郡	函南町	15.59%		長泉町	15.39%
	河津町	6.44%	榛原郡	吉田町	8.15%		小山町	28.84%
	南伊豆町	16.45%		川根本町	12.61%	周知郡	森町	11.62%

資料：総務省　令和元年度市町村別決算状況調

（３）公共建築物における更新（建替）の可能性

① 人口１人あたりの延床面積

本町の１人あたりの延床面積は7.41㎡/人で、静岡県郡平均（5.39㎡/人）や静岡県（政令指定都市を除く）平均（4.17㎡/人）と比べると高く、県内23市12町の中では、川根本町に次いで２番目に高い水準となっています。

■人口１人あたりの延床面積

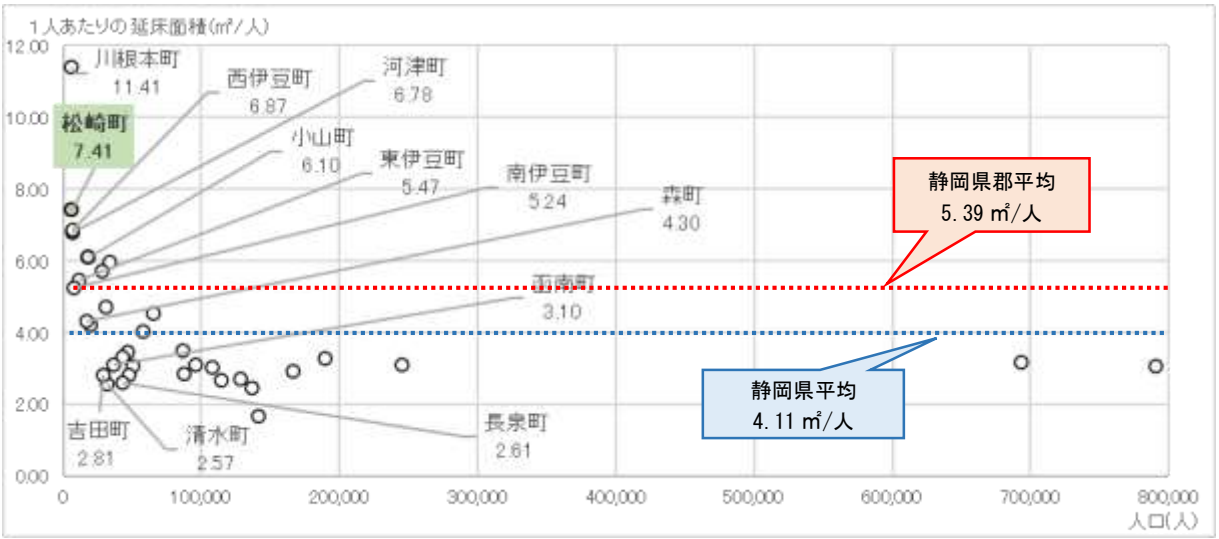

出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調（公有財産のうち行政財産　令和元年度末現在）

■静岡県内市町別１人あたりの延床面積（○囲みの数字は１人あたりの延床面積が広い順の1～10 位）

市町	人口（人）	延床面積（㎡）	１人あたりの延床面積（㎡/人）	市町	人口（人）	延床面積（㎡）	１人あたりの延床面積（㎡/人）
静岡市	693,389	2,203,511	3.18	御前崎市	31,103	146,622	⑩4.71
浜松市	790,718	2,419,235	3.06	菊川市	47,789	133,796	2.80
沼津市	189,386	618,070	3.26	伊豆の国市	46,804	162,514	3.47
熱海市	34,208	204,289	⑥5.97	牧之原市	43,502	144,618	3.32
三島市	107,783	325,994	3.02	東伊豆町	11,488	62,800	⑧5.47
富士宮市	128,105	346,052	2.70	河津町	6,870	46,591	④6.78
伊東市	65,491	296,492	4.53	南伊豆町	7,877	41,287	⑨5.24
島田市	95,719	295,090	3.08	松崎町	6,038	44,718	②7.41
富士市	245,392	757,773	3.09	西伊豆町	7,090	48,687	③6.87
磐田市	166,672	487,541	2.93	函南町	36,794	113,917	3.10
焼津市	136,845	334,122	2.44	清水町	31,710	81,420	2.57
掛川市	114,954	307,903	2.68	長泉町	43,336	113,045	2.61
藤枝市	141,342	234,982	1.66	小山町	18,568	113,239	⑤6.10
御殿場市	86,614	301,302	3.48	吉田町	28,919	81,279	2.81
袋井市	87,864	249,022	2.83	川根本町	6,206	70,823	①11.41
下田市	20,183	84,703	4.20	森町	17,457	75,058	4.30
裾野市	50,911	156,371	3.07	静岡県郡平均			5.39
湖西市	57,885	232,981	4.02	静岡県平均			4.11
伊豆市	28,190	160,689	⑦5.70	静岡県平均（政令指定都市を除く）			4.17

出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調（公有財産のうち行政財産　令和元年度末現在）

②　公共建築物における大規模修繕・更新（建替）の試算

今後40年間、公共建築物の大規模修繕や更新に充当できる費用が、過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）の平均と同額とすると、令和４年度から令和43年度までの40年間で約67.8億円と推計されますが、大規模修繕に約23.4億円、更新（建替）に約138.1億円で合計約161.5億円が必要と算出されていることから、約93.7億円の財源不足が見込まれ、現状の公共建築物の規模を今後も維持していくことは困難な状況です。充当できる費用を全て更新（建替）へ対応したとしても、総延床面積を現在よりも約58%減（約2.7万㎡減）の約1.9万㎡とする必要があります。

■公共建築物の更新の可能性

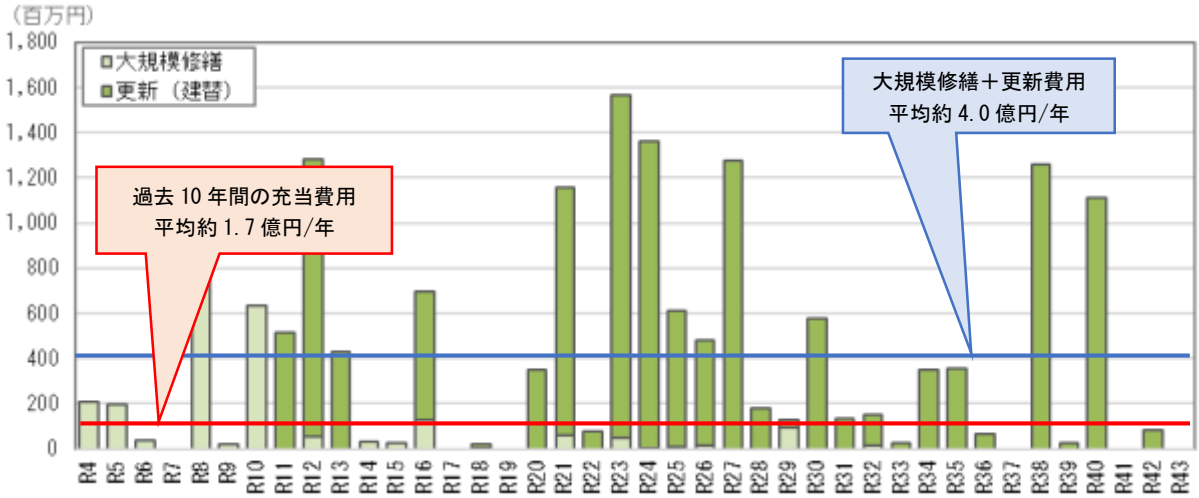

40 年間の維持管理費用等（大規模修繕・更新費用）と充当できる財源

充当できる財源	維持管理費用等
約 67.8 億円 （約 93.7 億円不足）	約 161.5 億円

公共建築物の延床面積の削減のみで対応した場合

現在	今後
約 4.6 万㎡ （うち、計画年度内に更新対象となる施設 約 4.4 万㎡）	更新可能施設 約 1.9 万㎡ 約 2.7 万㎡(約 58%)更新不可 ※充当できる財源を全て更新費用とした場合

延床面積の削減のみで対応した場合は、適切な行政サービスの提供が困難

公共建築物の最適化への取組が必要

注：延床面積の削減量は、類型別更新費用の平均値である 357 千円/㎡を用いて試算している。

（４）公共土木施設の更新の可能性

今後40年間、公共土木施設の建設や更新に充当できる費用が、過去10年間（平成23年度から令和２年度まで）の平均と同額とすると、令和４年度から令和43年度までの40年間で約99.6億円と推計されますが、公共土木施設の更新費用は約95.7億円が必要と算出されており、充当費用が上回っています。ただし、この更新費用には新規建設に伴う費用が含まれていないことや、農道・林道、トンネル、上水道施設や下水道、温泉施設、漁港などの他の公共土木施設の費用が含まれていないことから、財源不足となることが見込まれます。

■公共土木施設の更新の可能性

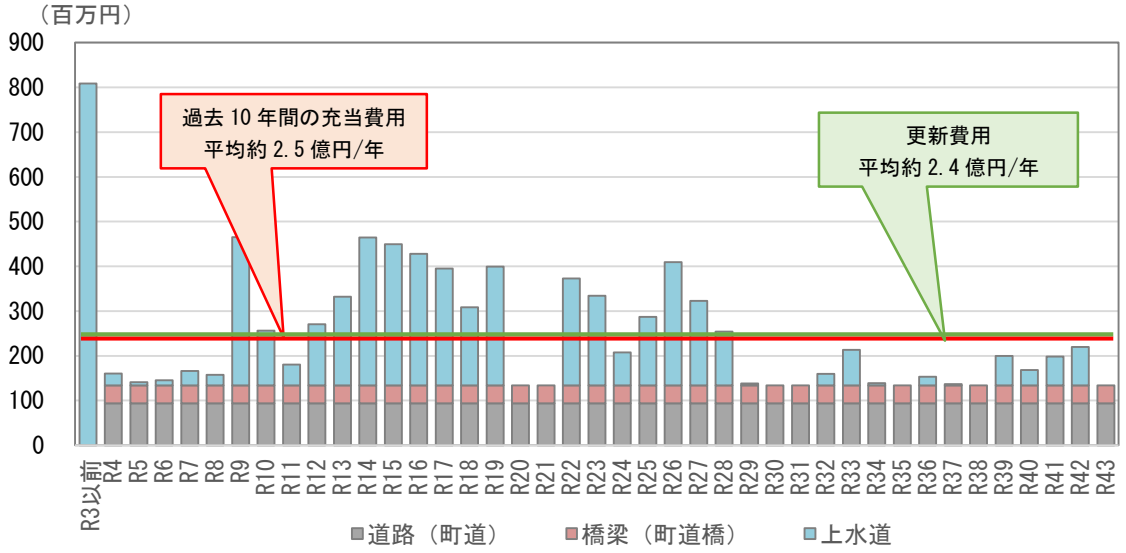

注１：道路（町道）は、車道面積部分のみで算出。

注２：上水道は管路のみ算出しており、下水道、温泉施設等他を除く。

４　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

４－１　基本的な考え方

（１）計画期間

公共施設等を適切に維持管理していくためには、中長期的な視点が不可欠です。そのため、本計画は令和４年度から令和43年度までの40年間を対象とします。

なお、計画は、人口動向や財政状況の見通し等の変化への対応や、個別施設計画との整合性を図るために、必要に応じて見直しを行うものとします。

（２）全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策

本町では、公共施設等は所管ごとに維持管理が行われていますが、公共施設配置検討委員会にて、公共施設の統廃合や跡地活用、整備の優先度等を検討しています。

今後は、この公共施設配置検討委員会を活用して、公共施設等を維持管理する担当課間で維持管理に関する情報をより共有し、維持管理の適正化を図ります。さらに、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術力の蓄積に取り組んでいくことを検討するとともに、全庁的な観点から維持管理を総合的かつ計画的に進めていくための体制を構築していくことを検討します。

■全庁的な取組体制構築のイメージ（案）

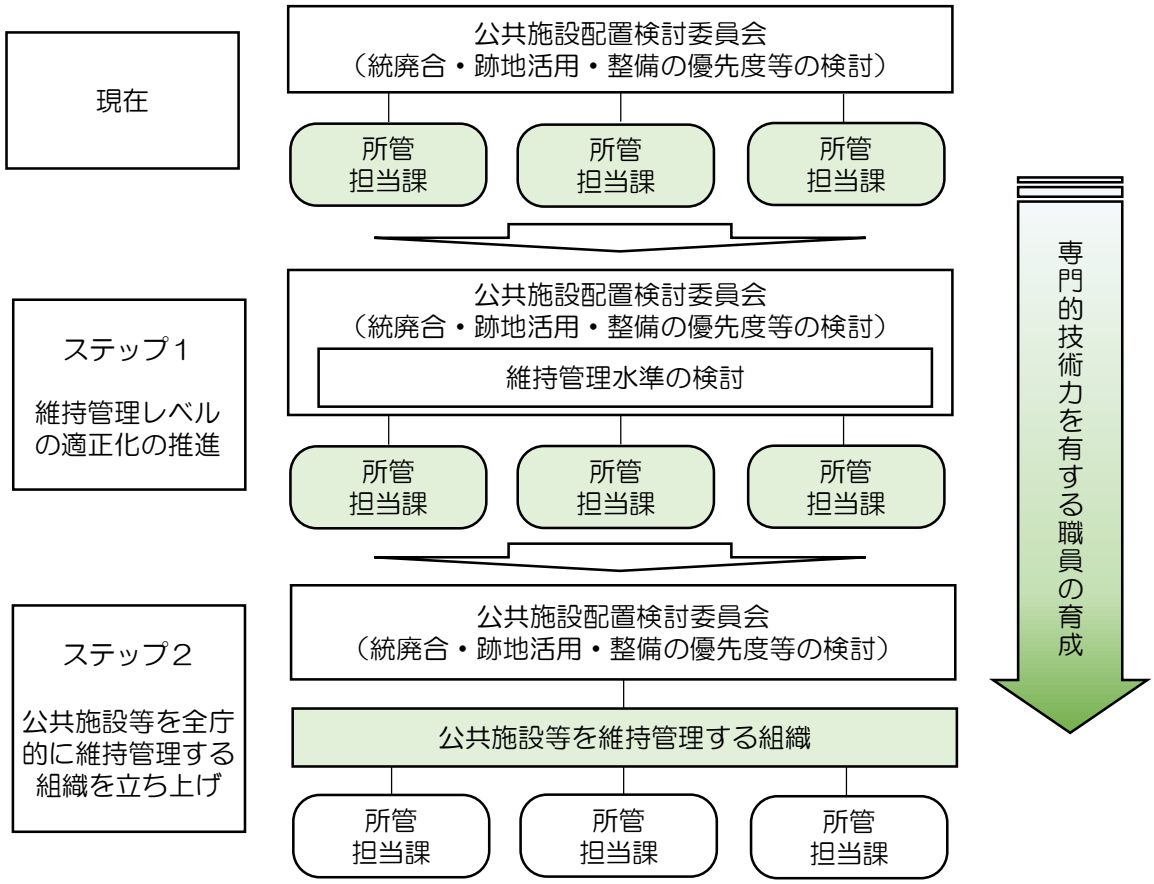

４－２　公共建築物に関する方針

（１）現状や課題に関する基本認識

○築 30 年以上経過しているものが全体の約４分の３あり、老朽化が進行している

公共建築物は、築30年以上経過しているものが全体の約４分の３あり、そのほとんどの施設が事後保全型の維持管理が行われており、計画的な修繕が実施されておらず、多くの施設で大規模修繕が必要な状況であるとともに、将来、更新時期が集中することが予測されています。

そのため、将来の更新時期の集中を防ぐためにも、計画的な修繕を進め、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

○耐震性が無い施設が一部ある

旧三浦小学校や旧中川小学校、旧給食調理場（中川・三浦）や町営住宅の一部など、現在利用していない施設において耐震性を満たしていない施設があり、耐震化率は75.5%となっています。

そのため、耐震補強工事等により利活用を進めていくか、更新（建替）により安全性を確保するかなど、今後の方向性について検討を進めていく必要があります。

また、本町には『重要文化財岩科学校』をはじめとした歴史的建築物がありますが、耐震性を満たしていないものもあり、関係機関と調整しながら、適切な対応を行っていく必要があります。

○将来、大規模修繕や更新費用の財源が不足する

今後40年間における大規模修繕と更新費用の合計は約161.5億円と試算されますが、過去10年間と同額の費用が充当できるとしても、約93.7億円の財源不足が試算されています。本町では人口減少が続いていることから、財政状況はさらに悪化していくことが懸念されるとともに、社会経済状況の変化等により、新たな政策課題への対応などに対する費用などが必要となることも考えられます。

そのため、町単独ではなく近隣市町との連携などによる対応や、施設整備を行う際には、優先順位などを検討するとともに、民間の活力を利用するなど、多角的な検討を進めていく必要があります。

○所管別で施設の管理が行われている

公共建築物は、所管する担当課がそれぞれ施設を維持管理しているため、施設管理の水準が統一されていません。そのため、適切な維持管理を進めていくための計画や、体制の構築を検討していく必要があります。

（２）公共建築物に関する基本方針

①　基本的な方向性

〇人口減少社会の中においても町民サービスに適応する

松崎町第５次総合計画における基本理念として、「松崎町全体が一体となって進めるまちづくり」、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「松崎町の資源を活用するまちづくり」が掲げられています。

また、松崎町総合戦略における基本的視点の中で、人口減少社会への「適応」戦略として、美しい景観、街並み、温泉など本町固有の資源を活かし、魅力あるまちづくりを推進していくために、人口減少社会における少子化対策、高齢化対策などを考慮した上で、「安全性」、「快適性」、「利便性」といった基本的な生活環境が確保された社会システムを構築するとしています。

そのため、特徴のある歴史・風土のもと、本町のもつ資源を有効に活用し、公共建築物について適切な維持管理を進め、町民サービスに適応していきます。

②　公共建築物に関する整備目標

平成23年度から令和２年度までの10年間における公共建築物に関する普通建設事業費の年平均額が計画期間内も継続すると仮定しても、本計画期間内において約93.7億円の財源不足が予測されます。

本町では現在人口減少が続いており、今後も続くことが予測されることから、財政状況はさらに厳しくなるものと考えられます。

そのため、①の方向性を踏まえながら、以下の整備目標を定めます。

■本町における公共建築物の整備目標

③　整備目標を達成するための取り組み

持続可能な町民サービスを実現するために、維持補修・更新費用の財源不足の解消を目指し、効率的な維持補修等の実施による削減努力を行う他に、個別施設それぞれに必要とされる機能面を重視しながら、以下の内容についての取り組みを進めます。

ア　適切な維持管理による施設の長寿命化

施設の長寿命化を図るとともに、安全で良好な機能の維持保全を行い、適切な維持管理を進めます。

イ　町民との情報共有

公共建築物の施設状況や運営等に関する町民への情報提供の充実を図り、町民と情報を共有し、町民のニーズに的確に対応した公共建築物としていきます。

ウ　整理・統合（集約化・複合化・多機能化）

町民のニーズに的確に対応するために、利用実態を踏まえ、管理・運用面も含めて施設や運営について機能転換や再編に柔軟に取り組みます。

また、論理的・客観的な視点に基づき、施設や機能の整理・統合を図り、施設利用の最適化を進めます。建替時は原則として複合化を図り、単独での施設を削減し、公共施設や防災の拠点性を高めます。

エ　減築

単独での建替えの場合は、施設の利用状況を予測し、適正な規模での減築による更新を検討します。

オ　売却

整理・統合により使用しなくなった町有地については、公的利用の検討を行った上で、売却を行い、売却費用を維持管理・更新費用として活用します。

カ　特定財源の確保

国・県等の補助金等について、積極的に活用します。

キ　民間活力の導入・民間資本の活用

町民サービスの向上を図るため、ＰＰＰやＰＦＩ、指定管理者制度など、さらなる民間活力の導入や民間資本の活用を図り、管理運営コストを縮減し、縮減した費用を維持管理・更新費用として活用します。併せて、公民連携による代替機能の導入を検討します。

PPP（Public-Private Partnership）	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいい、PFI、指定管理者制度、自治体業務のアウトソーシング等などがある。
PFI（Private Finance Initiative）	公共施設等の建設、維持管理、運営等において、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき実施されるもの。
指定管理者制度	公共施設等の維持管理や運営等において、施設の管理権限を指定管理者に与え、指定管理者が管理実態に合わせた管理運営を行うもので、民間事業者等の高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用することにより、町民サービスの向上が図られ、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる。

ク　適正な受益者負担

利用者の理解を得られるように努め、利用料金の改定等、適正な受益者負担に関する検討を進めます。

（３）公共建築物の管理に関する基本的な考え方

①　点検・診断等の実施方針

委託業者による点検だけではなく、適正な施設の管理を図るため、必要に応じて職員等による日常的な点検を実施し、公共建築物の劣化状況の把握に努めます。また、点検履歴を蓄積し、維持管理や修繕及び更新時、また本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

②　維持管理・修繕・更新等の実施方針

本町の公共建築物のほとんどは、事後保全型の維持管理が行われてきましたが、安全・安心に維持していくためには、適切な時期に適切な修繕等を行う必要があることから、延床面積が大きな施設を中心として中長期の修繕計画を作成し、予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕等の実施に際しては、修繕計画と点検・診断等を踏まえ、事業実施の優先順位を検討し、事業予算とのバランスを見ながら、事業費の平準化の観点を踏まえ、修繕等を実施します。

現在利用されていない施設については、利活用方法を検討の上、適切に維持管理を進めていきます。なお、廃止や統廃合が予定されている施設については、原則として明らかな劣化が生じた段階で補修を行う事後保全型の維持管理の対象とします。

更新等については、今後の人口減少等を踏まえ、近隣市町との広域行政の可能性の検討などを踏まえた上で、他施設との複合化や集約化の検討を行い、施設総量の適正化を図ります。

なお、歴史的建築物については、関係機関と調整の上、修繕方法を検討し、適切に維持管理を行っていきます。

③　安全確保の実施方針

点検や診断の結果を踏まえ、施設の安全性の確保が困難となった施設については、町民等の使用を避けるなどの対策を行い、安全確保のための工事の実施や、建物の取り壊し等について方針を定めるとともに、方針に従った事業の実施を進め、施設利用者の安全を確保します。

老朽化等により供用停止又は今後も利用見込みが無い施設については、侵入防止などの応急措置を行い、今後の利活用や除却等を検討します。

④　耐震化の実施方針

本町では、災害時の拠点となる学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、町民に周知しています。

また、松崎町耐震改修促進計画（H20.3）に基づき、町が所有する公共建築物の耐震化の目標を定め、耐震化を進めています。現在、災害時の拠点となる建築物については耐震性を満たしていますが、現在利用していない施設や町営住宅などの一部の施設では、耐震診断が未実施の建物もあります。

今後、耐震診断が未実施の建物については、利活用の方向性を踏まえて耐震診断を実施し、適切な対応を行うものとします。なお、歴史的建築物については、耐震診断及び耐震補強について関係機関と調整の上、実施方法を検討していきます。

⑤　長寿命化の実施方針

予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善を計画的に実施することにより、建物の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストが縮減することから、延床面積が大きい施設を中心に個別施設計画を作成し、適切に維持管理を行い、建物の長寿命化を図ります。

⑥　ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年２月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共建築物の更新及び大規模な改善工事の実施にあわせて、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）

⑦　統合や廃止の推進方針

将来予測される財源不足に備え、町民ニーズに的確に対応しながら、施設や機能の整理・統合を図り、施設総量の適正化を進めます。

現在利用されていない施設については、耐震補強費用など利活用に必要な費用などとの費用対効果を勘案しながら、今後の施設活用の方向性について検討を進めます。

なお、廃止すべきと判断された公共建築物については、利用を中止し、他の行政需要としての利活用や、除却し土地を売却するなどによる歳入の確保など、多角的な検討を行います。

⑧　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本町では、所管する担当課がそれぞれ維持管理を行っていることから、公共施設配置検討委員会において、町内の公共建築物全体で計画的かつ適切な維持管理や事業を進め、事業費の平準化や維持管理水準の適正化を図るため庁内で情報を共有し、長期的・全体的な視野に立った維持管理を推進していきます。

⑨　PDCA サイクルの推進等に係る方針

本計画を推進するために、Ｐｌａｎ（計画）⇒Ｄｏ（実施）⇒Ｃｈｅｃｋ（評価）⇒Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４つの視点に基づくＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行うことを検討していきます。

こうした進捗管理に当たっては、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施していくこととします。

本計画は、長期的な取り組みとなることから、評価の結果や社会情勢の変化なども踏まえ、必要に応じて目標や方針等を適宜見直し、内容の充実を図ります。

４－３　公共土木施設に関する方針

（１）公共土木施設に関する現状と課題

〇施設の老朽化と更新費用の不足

公共土木施設は、今後40年間の整備費用よりも充当費用が上回っていますが、一部の公共土木施設の更新費用や新規整備費用が含まれていないことから、財源不足となることが予測されます。公共土木施設は、町民の生活を支えるライフラインであることから、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防ぐ必要がありますが、既に更新年数を経過していても更新できていない施設もあるため、計画的な更新を進めていく必要があります。

〇人口減少等における施設の維持管理の必要性

本町では人口減少が続いており、今後も人口の減少が予測されていることから、施設の利用率についても低下すると考えられますが、公共土木施設は現在の機能を適切に維持する必要があるため、利用率の低下に合わせた大幅な施設の縮減は望めません。また、本町の８割は山林原野が占めており、集落が点在する地域についても、機能を維持しながら適切に維持管理を進めていく必要があります。

〇人員の確保

公共土木施設として、町民の生活を支え、安全を確保するために、維持管理を行っていますが、計画的な更新等を進めていくためには、新たな人員確保が必要な状況です。しかしながら、人口の減少に伴い、今後も職員数が減少していくことも考えられることから、より効率的・効果的な維持管理を進める方策を検討するとともに、技術力の継承・維持・向上を図るための方策も検討していく必要があります。

（２）公共土木施設に関する基本方針

公共土木施設は、道路や橋梁をはじめ、上水道、下水道、温泉施設など多種多様な施設がありますが、町民生活を支える必要不可欠な施設であり、町民のライフラインとなっています。そのため、老朽化による稼働不能や重大な事故は未然に防止しなければならないとともに、その性質上、公共建築物とは異なり、再配置や統廃合といった合理化はあまり現実的ではありません。

そのため、ライフラインの確保を最優先としながらも、効率的な長寿命化により可能な限り既存施設を有効に活用し、維持管理費用の縮減に取り組みます。

一方、今後も人口が減少していくことが予測されていることから、機能を維持しながらダウンサイジングや施設統合、新技術の導入等を行うとともに、事業規模として町単独で行うのではなく広域連携等による事業統合の可能性の検討など、多角的な面からインフラ施設の機能維持を行うための検討を進めます。

（３）公共土木施設の管理に関する基本的な考え方

①　点検、診断等の実施方針

点検や診断は、担当職員や委託業者による日常的な見回りや点検とともに、町民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。

今後は、対象施設を明確にした上で基準を作成し、適切な点検や診断を実施していきます。点検や診断の結果はデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕及び更新時、また本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

②　維持管理、修繕、更新等の実施方針

町民の安全を確保しながら、原則として適切な保全による施設の長寿命化を図るため、計画的に維持管理、修繕、更新等を進めます。新規整備については、将来的に維持管理ができなくなることがないよう、施設総量の適正化を図りながら進めます。

③　安全確保の実施方針

安全・安心な町民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、高度な危険性が認められた場合には、早急に補修・更新を実施し、安全性を確保します。

職員等による日常的な点検・診断において発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修するなど、情報収集の強化等により、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、早期の補修等による維持管理費用の低減を図ります。

④　耐震化の実施方針

公共土木施設の多くは、ライフラインとして町民生活に直結しており、これらの施設の地震による被害を最小限に抑えることは、町民の安心の確保につながるとともに、道路や橋梁等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、安全性確保の観点からも、優先的に耐震化その他必要な対策を進める必要があります。

対応方法は、施設ごとに異なることから、具体的な方策は、個別施設計画において個々に定めるものとし、必要性や優先度を考慮した上で、早急に安全性確保のための改善や更新を行います。

⑤　長寿命化の実施方針

劣化・損傷が顕著となった段階で対策を実施する事後保全型の管理から、定期的な点検・診断結果を踏まえ、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型の管理により転換を行い、公共土木施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

今後は、劣化状況等の点検結果などのデータを蓄積し、それらの分析により、より適切な維持管理や更新等の計画にフィードバックさせ、維持管理費用の低減を図ります。

⑥　ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共建築物においての取り組みと同様に、「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年２月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、土木インフラの更新等の実施にあわせて、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

⑦　統合や廃止の推進方針

町民生活を支える必要不可欠な施設であるため、原則として施設の統合や廃止は行わず、施設の長寿命化や民間ノウハウの活用などにより、維持管理費用の削減に向けた取り組みを進めます。

一方で、今後も人口が減少することが予測されていることから、利用頻度が乏しい施設などについては、他の施設で代替が可能かどうか、事業規模として町単独で行うのではなく、広域連携等により事業統合などの可能性があるかどうかなど、多角的な面からインフラ機能の維持を行うための検討を進めます。

⑧　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共土木施設の安全性を確保し、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、公共土木施設の維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、担当課以外の職員や町民からの情報収集を強化するとともに、庁内での体制を強化し、情報共有等をさらに進めます。

また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い予防保全工事を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人員配置や人材育成に努めるとともに、技術習得のために説明会等への積極的な参加なども進め、技術力の蓄積に取り組みます。

⑨　PDCA サイクルの推進等に係る方針

本計画を推進するために、Ｐｌａｎ（計画）⇒Ｄｏ（実施）⇒Ｃｈｅｃｋ（評価）⇒Ａｃｔｉｏｎ（改善）の４つの視点に基づくＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行うことを検討していきます。

こうした進捗管理に当たっては、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施していくこととします。

５　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

５－１　公共建築物に関する方針

（１）施設類型の考え方

本町が保有している95施設を、施設の所管する担当課や施設の性格を踏まえ、10施設用途（19類型）に分類し、施設別に維持管理の方向性について整理します。

■施設類型

施設類型	類型内分類	施設名
１．行政系施設	庁舎等＜３施設＞	松崎町役場庁舎、松崎町役場非常用発電棟、バス車庫
	消防施設（ポンプ庫）＜18 施設＞	第一分団第一小隊、第一分団第二小隊、第一分団第三小隊、第二分団第一小隊、第二分団第二小隊、第三分団第一小隊、第三分団第二小隊、第三分団第三小隊、第四分団第一小隊、第四分団第二小隊、第四分団第三小隊、第五分団第一小隊、第五分団第二小隊、第五分団第三小隊、第五分団第四小隊、第六分団第一小隊、第六分団第二小隊、第六分団第三小隊
２．学校教育系施設	小学校・中学校＜４施設＞	松崎小学校校舎（３棟）、松崎小学校屋内運動場、松崎中学校校舎（３棟）、松崎中学校屋内運動場
	その他施設＜１施設＞	学校給食共同調理場
３．子育て支援施設	幼稚園＜１施設＞	松崎幼稚園
	児童施設＜１施設＞	松崎町立児童館(旧松崎幼稚園)
４．保健・福祉施設＜１施設＞		総合福祉センター
５．町民文化系施設	生涯学習センター＜１施設＞	松崎町生涯学習センター
	集会施設＜７施設＞	松崎町農村環境改善センター、金沢多目的集会施設、大沢多目的集会施設、門野公民館、那賀生活改善センター、池代活性会館、山口山村活性化支援センター
６．スポーツ施設＜６施設＞		松崎勤労者体育センター、総合運動場クラブハウス、松崎海洋センター（プール・更衣室）、武道場、旧岩科小学校屋内運動場、旧三浦小学校屋内運動場
７．町営住宅＜２施設＞		伏倉小坂住宅、伏倉細田住宅
８．産業・観光系施設	産業施設＜６施設＞	棚田交流施設（交流棟・水車小屋・農機具小屋）、特産館、特産館公衆トイレ（２棟）、民芸館、浜丁（本宅・茶屋・蔵）、松崎町団体事務所
	観光施設＜14 施設＞	伊豆の長八美術館（４棟）、伊豆文邸、伊豆文邸土蔵（２棟）、伊豆文邸足湯、明治商家中瀬邸、明治商家中瀬邸公衆トイレ、重要文化財岩科学校、道の駅花の三聖苑かじかの湯、道の駅花の三聖苑天城山房、道の駅花の三聖苑郷土文化施設、道の駅花の三聖苑旧大沢学舎、道の駅花の三聖苑作業棟（作業棟・倉庫）、道の駅花の三聖苑公衆トイレ、旧依田邸（21 棟）
９．処理施設	ごみ処理施設＜２施設＞	クリーンピア松崎（３棟）、分別ごみストックヤード
	下水道処理施設＜３施設＞	岩地漁業集落排水施設、石部農業集落排水施設、雲見漁業集落排水施設
10．その他	旧施設＜９施設＞	旧岩科小学校校舎、旧三浦小学校校舎（校舎・倉庫）、旧三浦幼稚園、旧給食共同調理場（三浦）、旧松崎町立児童館、旧中川小学校（管理教室棟・給食食堂）、旧給食共同調理場（中川）、旧松崎幼稚園岩科園、旧松崎幼稚園中川園
	施設等＜５施設＞	水防倉庫、中瀬立体駐車場、旧福祉住宅、旧山田邸、職員公舎
	公園＜３施設＞	雲見多目的広場、21 世紀の森ログハウス、21 世紀の森公衆トイレ（３棟）
	トイレ等	岩地公衆トイレ、石部公衆トイレ、雲見公衆トイレ、牛原山

	＜8 施設＞	公衆トイレ、水辺の小道公衆トイレ（２棟）、ジョギングコース公衆トイレ、長八美術館前公衆トイレ、松崎海岸休憩所（休憩所・トイレ）

（２）類型別の方針

①　行政系施設（庁舎等／消防施設）

松崎町役場庁舎は、平成16年度に耐震補強工事を実施し、耐震性を確保しています。また、照明設備のＬＥＤ化を実施し、省エネルギー化を図りました。今後は、長寿命化計画を策定する中で、町の財政状況や費用対効果等を総合的に検証し、計画的な施設修繕を行います。なお、本庁舎の人口１人あたりの延床面積は0.41㎡/人で、静岡県郡平均の0.37㎡/人とほぼ同じ規模となっています。

消防施設（ポンプ庫）は、一部施設で老朽化が進行しており、耐震性を満たしていない施設や、津波浸水区域内にある施設もあります。災害対策の拠点となる施設でもあることから、地元区との相談等、地域の状況を踏まえながら、適切に維持管理を行います。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
津波避難ビル	松崎町役場庁舎

■人口１人あたりの本庁舎延床面積

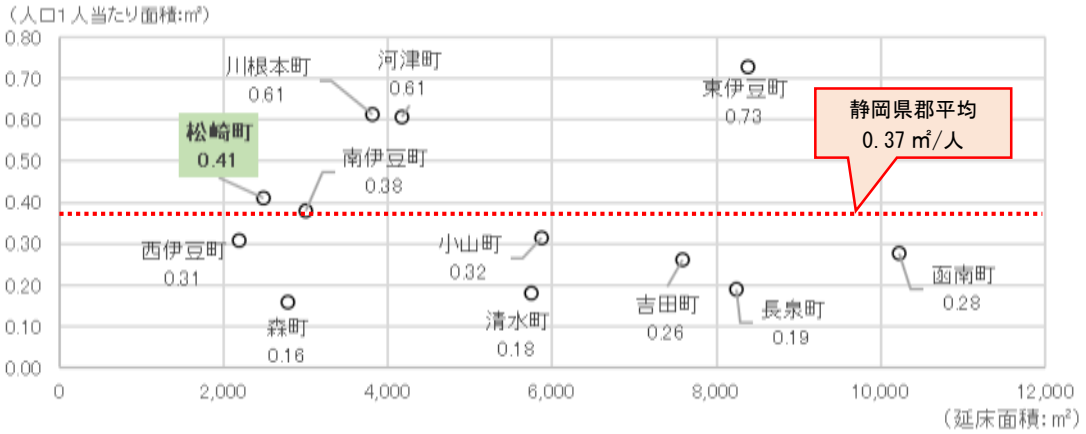

出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調（令和元年度末現在）

②　学校教育系施設（小学校・中学校／その他施設）

本町では、児童・生徒数の減少に伴い統廃合を進めてきており、現在町内には小学校１校、中学校１校があります。人口１人あたりの延床面積でみると、小学校は0.89㎡/人で静岡県郡平均の1.15㎡/人よりも低く、中学校は0.99㎡/人で静岡県郡平均の0.96㎡/人とほぼ同じ規模となっています。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
津波避難ビル	松崎小学校校舎・松崎中学校校舎

■人口１人あたりの小学校延床面積

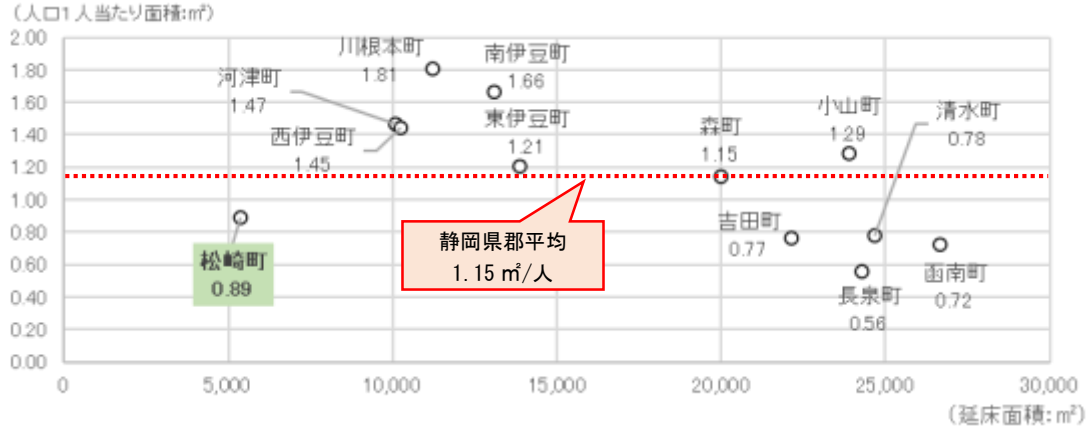

出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調（令和元年度末現在）

■人口１人あたりの中学校延床面積

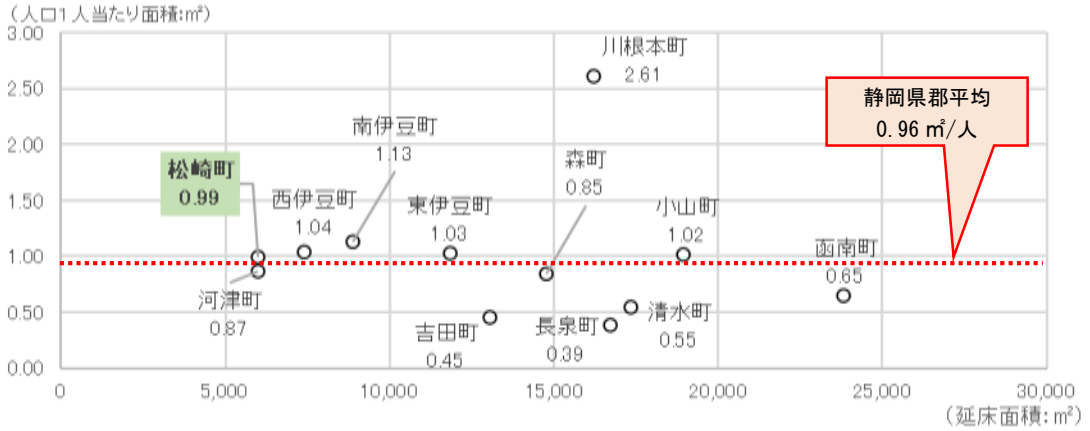

出典：人口は国勢調査(令和2年)、面積は公共施設状況調（令和元年度末現在）

小学校・中学校ともに耐震補強工事を実施し、耐震性を確保しています。引き続き計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。

学校給食共同調理場は、施設や設備の老朽化が進行しており、耐震性も満たしていません。また、現在の学校給食の管理基準にそぐわない箇所があるため建替えの検討を進めていますが、候補地の関係から建替えが進んでいない状況です。そのため、他施設の維持管理計画との整合、財政確保、候補地等の課題を含め、今後の方向性を決定していきます。

③　子育て支援施設（幼稚園／児童施設）

少子化に伴い、平成28年度に松崎幼稚園を旧岩科小学校敷地内に整備しました。きめ細かい幼児教育により、発達の促進や教育環境の充実を図るとともに、地域ニーズに対応した幼稚園の多機能化を促進します。

児童施設として、松崎町立児童館がありますが、昭和55年に開館したもので老朽化が進行していたことから、平成29年度より旧松崎幼稚園に移転して運営しています。引き続き施設の適切な維持管理を行っていきます。なお、旧松崎町立児童館については、今後の施設計画等が決定した後、解体を行う予定です。

④　保健・福祉施設

保健・福祉施設である総合福祉センターは、現在指定管理者として松崎町社会福祉協議会に委託をして管理運営を行っています。築35年以上が経過しており、空調の取替、屋上手摺設置、トイレの改修など設備面の改修等を適宜実施しています。しかしながら、大規模修繕は実施していないことから、計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。

⑤　町民文化系施設（生涯学習センター／集会施設）

松崎町生涯学習センターは、築25年程度経過しています。計画的な修繕を実施し、適切に維持管理を行います。

集会施設には、松崎町農村環境改善センターをはじめとして公民館等の施設が合計７施設あります。松崎町農村環境改善センターは、文化ホールも備えているコミュニティ施設であり、適時修繕を実施してきていますが、築35年以上経過していることから、計画的に修繕を行い、適切な維持管理を行います。

門野公民館、金沢多目的集会施設、大沢多目的集会施設、那賀生活改善センター、池代活性会館、山口山村活性化支援センターは、それぞれ地域の拠点となる施設であることから、地域と協議をしながら適切に維持管理を行います。

■地域防災計画での位置づけ

種別	施設名
津波避難ビル	松崎町生涯学習センター・松崎町農村環境改善センター

⑥　スポーツ施設

スポーツ施設は、松崎勤労者体育センター、総合運動場クラブハウス、松崎海洋センター、武道場、旧岩科小学校屋内運動場、旧三浦小学校屋内運動場があります。このうち松崎勤労者体育センターは築40年以上経過し老朽化が進行していることから、計画的な修繕を行い、適切な維持管理を行います。

松崎海洋センターは、温泉給湯による腐食等の進行やプール槽の塗装等の修繕が必要な状況です。また、管理棟・事務所が手狭で監理体制の強化も必要な状況であることから、早期に計画的な修繕を実施し、適切な維持管理を行います。総合運動場クラブハウスについては、老朽化の状況に応じて、適宜修繕を実施していきます。なお、武道場は現在使用されておらず、今後は取り壊すことを検討していきます。

⑦　町営住宅

町営住宅は、伏倉小坂住宅と伏倉細田住宅があります。このうち伏倉細田住宅は、築50年以上が経過し老朽化が進行しており、耐震性も不明であることから、現在入居者の募集を停止しています。今後は、入居者の状況を踏まえながら取り壊すことを検討します。

伏倉小坂住宅は、築20年以上が経過し、外壁の剥離や排水管の故障等がみられるなど大規模修繕が必要な時期となっています。町民の住宅セーフティネットを担う施設として、大規模修繕に合わせて長寿命化計画の策定を行い、適切に維持管理を行います。また、入居応募者が減少傾向にあることから、入居者の増加を促す対策を行います。

⑧　産業・観光系施設（産業施設／観光施設）

産業施設は、棚田交流施設、特産館、民芸館、浜丁、松崎町団体事務所があります。このうち、棚田交流施設、特産館は観光施設でもあることから、計画的な修繕を行い、適切な維持管理を行います。

民芸館と浜丁は、テレワーク等で利用可能なサテライトオフィスとして活用するため、適宜老朽箇所の修繕を行います。

松崎町団体事務所については、現在、貸出を行っていますが、建物の老朽化等が進行しているため、他施設への移転等を含め検討しています。なお、施設の軽微な修繕は行っていますが、建替等については、現状行わない予定です。

観光施設は、伊豆の長八美術館、伊豆文邸、明治商家中瀬邸、旧依田邸、重要文化財岩科学校、道の駅花の三聖苑があります。これらの施設のうち、伊豆文邸、明治商家中瀬邸、旧依田邸、重要文化財岩科学校は歴史的建築物であり、地域の歴史・文化を伝える貴重な文化財施設であることから、今後も建物の保全・継承に努めていく必要があります。また、伊豆の長八美術館は、松崎が生んだ漆喰鏝絵の名工、入江長八の作品を多くの人に鑑賞してもらい後世に継いでいくための施設です。これらの施設は老朽化が進行していることから、適宜修繕を実施し、適切に維持管理を行っていきます。なお、伊豆の長八美術館、旧依田邸、重要文化財岩科学校、道の駅花の三聖苑は、運営を指定管理者制度により（一財）松崎町振興公社に委託しています。

⑨　処理施設（ごみ処理施設／下水道処理施設）

ごみ処理施設として、クリーンピア松崎があります。平成11年４月に供用開始し、毎年度、点検整備を行っていますが、平成25年度から平成27年度に集中的に設備改修を実施しています。今後も、適宜設備改修や修繕を行い、適切な維持管理を行っていきますが、人口減少に伴う手数料収入の減少、リサイクル推進に伴うごみの減少や設備の供用期間を考慮し、将来に向けて近隣市町との広域連携などを検討しているため、新たな施設を建設した際には現在の施設を取り壊すこととします。

また、下水道処理施設として、集落排水施設が３箇所あります。これらは各地区の排水組合に指定管理者制度で管理委託を行っていますが、今後は機能診断及び最適整備構想、それを基に策定する経営戦略により、持続可能な運営方法について検討を行う予定です。

⑩　その他（旧施設／施設等／公園／トイレ等）

その他として旧施設、施設等、公園、トイレ等があります。

旧施設には、旧幼稚園、旧小学校、旧給食調理場など合計９施設あります。これらの施設は、現在使用していないことから管理が十分に行き届いていません。また、施設の一部は耐震性を満たしていないため、民間に貸し付けを行う場合、耐震補強が必要となり、そのための予算の確保も必要であることから、施設の利活用等、今後の方向性について検討していく必要があります。旧松崎幼稚園岩科園は、大規模改修後に岩科診療所として利用する予定でしたが、方針の転換により、現在利用方法は未定となっています。利用方法決定後に方針を検討します。

施設等には、水防倉庫、中瀬立体駐車場、旧福祉住宅、旧山田邸、職員公舎の合計５施設あります。このうち旧山田邸は平成27年度に寄付を受けたもので、今後利用方法の検討を行い、利用内容に合わせた修繕等の実施を検討していきます。また、旧福祉住宅は築45年が経過し、耐震性も満たしていないことから、取り壊すことを検討します。職員公舎については、現在入居者がいないことから今後の利活用の方向性について検討していきます。その他の施設については、適切に維持管理を行います。

公園やトイレ等については、施設規模が小さいことから、適宜修繕を行い、適切に維持管理を行います。

５－２　公共土木施設に関する方針

（１）類型別の方針

①　道路（町道・農道・林道）

老朽化に伴い、修繕箇所が多くなってきており、維持管理費が増大しています。点検は、日常的な点検のみならず、担当職員以外の職員や町民からの情報も役立てています。

平成25年度から平成26年度に道路ストック総点検を実施し、その結果に基づき、舗装の打ち替えや法面の防災対策を行っています。今後も、点検結果を踏まえながら、道路の重要性や整備の優先度を総合的に判断し、町民の安全性や利便性の確保を図るために適宜修繕を行います。

なお、農道・林道については、長寿命化計画を策定して計画的に維持管理を行うことを検討します。

②　橋梁・トンネル

平成26年３月に松崎町橋梁長寿命化修繕計画を策定していますが、令和４年度に松崎町橋梁・トンネル長寿命化修繕計画を改訂し、計画的な維持管理を目指します。橋梁は、５年サイクルで点検・修繕を行うことが義務付けられているため、146橋を５年に分けて毎年点検を行っており、点検結果により修繕等が必要と診断されたものを修繕していきます。また、トンネルについても、５年サイクルで点検や修繕を行うことが義務付けられています。

重要性や整備の優先度を総合的に判断し、町民の安全性や利便性の確保を図るために適宜修繕を行います。

③　河川

準用河川と普通河川がありますが、今後も適宜修繕を行い、適切な維持管理を行います。

④　公園

必要に応じて施設の整備を行っていますが、施設の老朽化が進行しています。一方で利用頻度が乏しい施設もあったことなどから、管理を委託している各地区（区長）に利用状況等のアンケートを実施し、不要との回答があった施設については、老朽化した遊具の撤去を行いました。必要と判断された施設については、毎年、点検と修繕等を実施し、適切に維持管理を行います。

⑤　上水道

管路の耐震化及び老朽化した管路の更新が進んでおらず、また、一部施設においても耐震化が行われていません。町民のライフラインを支える重要な施設であり、水の安定供給が求められますが、集中管理システムが構築されていないことから、施設が点在する中で、日常点検等が不可欠な状況です。

今後、老朽化している施設を更新していく必要がありますが、給水人口の減少による給水収益が減少しており、今後も人口の減少が予測されている中で、更新費用の確保が課題となっています。

そのため、更新にあたっては施設のダウンサイジングや統廃合、新技術の導入など様々な対策を行うとともに、適正な経営戦略に基づく事業運営を進めていくため、事業のあり方について今後検討を行っていく必要があります。

⑥　下水道

海岸部の岩地・石部・雲見地区で、集落排水処理施設を整備し運用しています。

公共下水道の新設については、実施に当たっての事業費等の問題点が多いため、本町では合併処理浄化槽について、生活排水処理の観点から公共下水道の代替事業として十分機能を発揮できるよう、補助金の見直し検討や住民への周知等を行うことで、補助制度を活用した普及推進を図ります。

集落排水処理施設については、処理人口の減少に対応した設備の検討や老朽化した施設及び管路の適切な維持管理を行います。

今後は、経営戦略を策定し、処理施設及び管路について適切に維持管理を進めていきます。

⑦　温泉施設

温泉施設は、ダウンサイジングや省エネ等の改修を計画的に実施し、安定した供給を行っています。経営戦略に基づいた老朽施設の改修及び管路布設替えを実施していくとともに、豊富な湯量を生かすために利用の促進等の有効活用を図ります。

⑧　漁港

町が管理する漁港が３箇所ありますが物揚場等の漁港施設の老朽化が進み、その維持管理についても課題となっています。機能保全計画書（岩地漁港・石部漁港・雲見漁港）及び、海岸保全施設長寿命化計画に基づき、今後も適切に維持管理を行います。

６　計画の推進に向けて

（１）全庁的な取組体制の構築

公共施設のマネジメントを推進していくためには、全庁が一丸となって取り組む必要があります。

本町では、所管している担当課がそれぞれ施設の維持管理を行っていることから、施設の整備水準が統一されていません。しかしながら、本町では、公共施設配置検討委員会にて、公共施設の統廃合や跡地活用、整備の優先度等を検討しています。そのため、P28で示したとおり、今後は、この公共施設配置検討委員会を活用して公共施設等を維持管理する担当課間で維持管理の状況をさらに共有し、維持管理の適正化を図ります。また、全庁的な観点から維持管理を総合的かつ計画的に進めていくための体制を構築していくことを検討します。

なお、施設ごとの長寿命化計画については、施設規模や施設内容に応じて適宜計画を定めるものとし、その際は、本計画を上位計画として策定していきます。

（２）資産の公表と未利用資産等の活用の推進

本町では、「今後の地方公会計の整備促進について（平成26年５月23日総務大臣通知）」及び「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年１月23日総務大臣通知）」に基づき、固定資産台帳の整備を行いました。

公共施設マネジメントの一環として、保有資産の一層の有効活用を図ることが重要であると考え、整備した固定資産台帳については、資産の用途や売却可能区分等を含めて公表を行っており、町の保有する資産の状況を広く地域において共有することで、民間事業者とも連携を図りながら、未利用資産等の活用を推進します。

松崎町公共施設等総合管理計画

発　行　日：令和４年３月　改定
編集・発行：松　　崎　　町
〒410-3696
静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1
電話：0558-42-1111（代）　　FAX：0558-42-3183